

【公開版】

提出年月日	令和5年7月7日 R3
日本原燃株式会社	

# M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る 新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

## 安全審査 整理資料

加工施設の保安のための業務に係る  
品質管理に必要な体制の整備に関する説明書  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

■については商業機密の観点から公開できません。

## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### イ. 概要

#### ロ. 基本方針

#### ハ. 設計活動に係る品質管理の実績

##### (イ) 本申請における設計に係る組織

(組織内外の相互関係及び情報伝達含む\_)

##### (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査

##### (ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法

##### (ニ) 本申請における調達管理の方法

##### (ホ) 本申請における文書及び記録の管理

##### (ヘ) 本申請における不適合管理

#### ニ. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

##### (イ) その後の工事等の活動に係る組織

(組織内外の相互関係及び情報伝達含む\_)

##### (ロ) その後の設計, 工事等の各段階とその審査

##### (ハ) その後の設計に係る品質管理の方法

##### (ニ) 工事に係る品質管理の方法

##### (ホ) 使用前事業者検査の方法

##### (ヘ) 設工認における調達管理の方法

##### (ト) その後の設計, 工事等における文書及び記録の管理,

識別管理及びトレーサビリティ

##### (チ) その後の不適合管理

#### ホ. 適合性確認対象設備の施設管理

表

添8第1表	設計及び調達の実施の体制
添8第2表	本申請における設計の各段階及び調達 (事業変更許可本文七号との関係)

図

添8第1図	組織図
添8第2図	令和2年3月31日以前の組織図

2章 補足説明資料

## 1章 基準適合性

次頁以降の記載内容のうち、\_\_\_\_の記載事項は、前回提出からの  
変更箇所を示す。

## イ. 概要

本説明書は、変更後におけるMOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、MOX燃料加工施設の当該事業変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。

## ロ. 基本方針

本説明書では、本申請における、「設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。

### (1) 設計活動に係る品質管理の実績

「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「ハ. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。

具体的には、組織について「ハ. (イ) 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「ハ. (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「ハ. (ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「ハ. (ニ) 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「ハ. (ホ) 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「ハ. (ヘ) 本申請における不適合管理」に記載する。

### (2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「ニ. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「ニ. (イ) その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「ニ. (ロ) その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「ニ. (ハ) その後の設計に係る品質管理の方法」, 「ニ. (ニ) 工事に係る品質管理の方法」及び「ニ. (ホ) 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」

という。)における調達管理の方法について「ニ. (へ) 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「ニ. (ト) その後の設計、工事等における文書及び記録の管理、識別管理及びトレーサビリティ」に、不適合管理について「ニ. (チ) その後の不適合管理」に記載する。

また、設工認に基づき、「加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「ホ. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

## ハ. 設計活動に係る品質管理の実績

本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）本文における七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「事業変更許可本文七号」という。）に基づき以下のとおり実施する。

なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日までに実施した業務は、事業変更許可本文七号に基づくものではないことから、令和2年3月31日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。

(補足説明資料1-1)

## (イ) 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）

設計及び調達は、添8第1図に示す組織に係る体制で実施する。

なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日以前に実施した調達業務は添8第2図に示す組織に係る体制で実施した。

また、設計（「(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」）及び調達（「(ニ) 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を添8第1表に示す。

添8第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計及び調達について、責任と権限を持つ。

(補足説明資料1-2)



(1) 設計に係る組織

設計は、添8第1表に示す主管箇所のうち、「(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、添8第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

(補足説明資料1-2)

(2) 調達に係る組織

調達は、添8第1表に示す組織の調達を主管する箇所で実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

(補足説明資料1-2)

(ロ) 本申請における設計の各段階とその審査

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、事業変更許可本文七号「ト. (ハ)設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。

本申請における設計の各段階及び調達と事業変更許可本文七号との関係を添8第2表に示す。

設計を主管する箇所の長は、添8第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。

また、設計の各段階におけるレビューについては、添8第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-1)

(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「(1) 設計に用いる情報の明確化」、「① 申請書作成のための設計」及び「② 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

(補足説明資料2-2)

(1) 設計に用いる情報の明確化

設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計に用いる情報を明確にする。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-3)

(2) 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。

① 申請書作成のための設計

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。

また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-3)

(補足説明資料2-4)

## ② 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「(2) 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「(1) 設計に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

ただし、当該設計を行った要員に当該設計の検証をさせない。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-4)

## ③ 申請書の作成

事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な申請書を作成する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-5)

## ④ 申請書の承認

事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、本申請に必要な申請書を、燃料製造安全委員会及び品質・保安会議へ付議し、審議を受ける。

また、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、燃料製造安全委員会及び品質・保安会議の審議を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-6)

(補足説明資料2-7)

(補足説明資料2-8)

(3) 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-9)

(4) 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例

設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、令和2年3月31日までに実施した本申請における基本設計に係る調達製品の検証については、事業変更許可本文七号に基づく設計管理は適用しない。

(二) 本申請における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、以下に示す管理を実施する。

(1) 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料3-1)

(2) 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行

う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、「ハ. (二)(1) 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

また、調達を主管する箇所の長は、供給者に対して品質保証計画書を提出させ審査する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料3-2)

(補足説明資料3-3)

### (3) 調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

#### ① 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。

(「② 調達した役務の検証」参照)

(補足説明資料3-4)

#### ② 調達した役務の検証

調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

(補足説明資料3-5)

### (4) 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための

活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料3-6)

(ホ) 本申請における文書及び記録の管理

本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料3-7)

(へ) 本申請における不適合管理

本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。

(補足説明資料3-8)

## ニ. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等に係る事項については，事業変更許可本文七号に基づき以下のとおり実施する。

### (イ) その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）

その後の工事等の活動は，添8第1図に示す組織に係る体制で実施する。

### (ロ) その後の設計，工事等の各段階とその審査

#### (1) 設計及び工事等のグレード分けの適用

設計及び工事等におけるグレード分けは，MOX燃料加工施設の安全上の重要度に応じて行う。

#### (2) 設計及び工事等の各段階とその審査

設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，その後における設計及び工事等の各段階において，レビューを実施するとともに，記録を管理する。

なお，設計の各段階におけるレビューについては，設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

### (ハ) その後の設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は，設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

#### (1) 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

その後の設計を主管する箇所の長は，設工認に必要な要求事項を明確にする。

(2) 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。

(3) 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

① 基本設計方針の作成（設計1）

設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

② 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。

③ 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。

④ 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「(3) 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「(1) 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「(2) 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に



対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

#### ⑤ 設工認申請書の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する設計からのアウトプットを基に、設工認申請書を作成する。

#### ⑥ 設工認申請書の承認

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設工認申請書を、燃料製造安全委員会へ付議し、審議を受けた後に承認を得る。

### (4) 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

## (二) 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「(へ) 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

### (1) 具体的な設備の設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。

## (2) 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。

## (ホ) 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

### (1) 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

- ① 実設備の仕様の適合性確認
- ② 品質マネジメントシステムに係る検査

### (2) 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

### (3) 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

#### (4) 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。

#### (へ) 設工認における調達管理の方法

調達又は契約を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。

##### (1) 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

##### (2) 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行うとともに、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「(1) 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

調達を主管する箇所の長は、供給者に対して品質保証計画書を提出させ審査する。

##### (3) 調達物品等の調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下に基づき業務を実施する。

###### ① 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。

(「② 調達物品等の管理」参照)

## ② 調達物品等の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達物品等が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

## ③ 調達物品等の検証

調達を主管する箇所の長は、調達物品等が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達物品等の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

## (4) 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

## (ト) その後の設計、工事等における文書及び記録の管理、識別管理及びトレーサビリティ

その後の設計、工事等における文書及び記録については、事業変更許可本文七号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

その後の工事等の活動に係る計測器、機器、弁及び配管等については、適切に識別管理等を実施する。

(チ) その後の不適合管理

その後の設計，工事及び試験・検査において発生した不適合については，適切に処置を行う。

#### ホ. 適合性確認対象設備の施設管理

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査の結果により確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づきMOX燃料加工施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。

添8第1表 設計及び調達の実施の体制

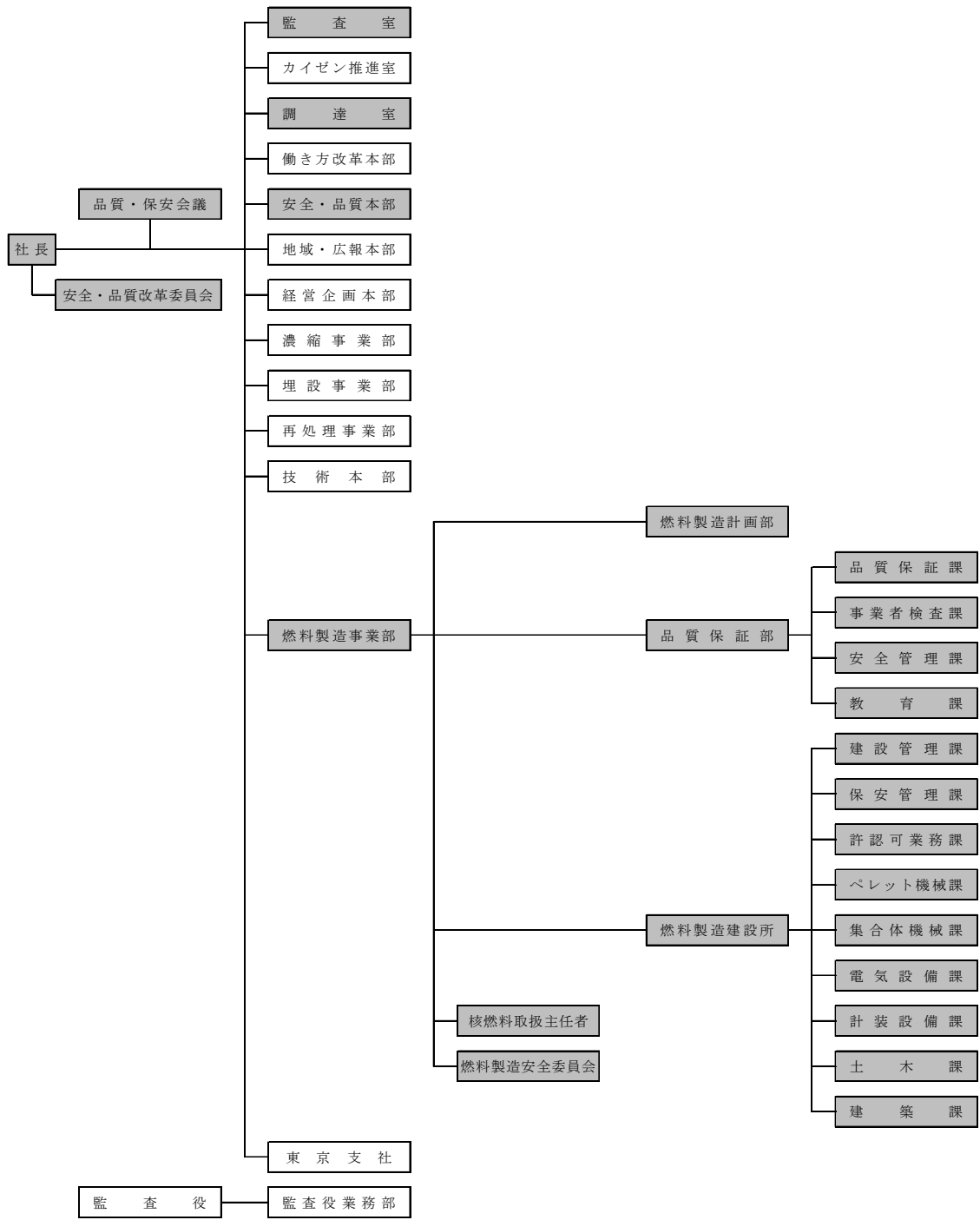
プロセス		主管箇所	
ハ. (ハ)	本申請における設計に係る品質管理の方法	設計を主管する箇所	燃料製造事業部 燃料製造建設所
		事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所	
ハ. (ニ)	本申請における調達管理の方法	調達を主管する箇所	燃料製造事業部 燃料製造建設所
		供給者に対する監査を主管する箇所	<u>安全・品質本部</u> 燃料製造事業部 品質保証部

添8第2表 本申請における設計の各段階及び調達  
(事業変更許可本文七号との関係)

各段階		事業変更許可 本文七号の 対応項目	概 要	
設計	ハ. (ハ)	本申請における設計に係る品質管理の方法	ト. (ハ)(1) 設計開発計画	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画
	ハ. (ハ)(1)	設計に用いる情報の明確化	ト. (ハ)(2) 設計開発に用いる情報	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化
	ハ. (ハ)(2) ①※	申請書作成のための設計	ト. (ハ)(3) 設計開発の結果に係る情報	本申請における申請書作成のための設計
	ハ. (ハ)(2) ②	設計のアウトプットに対する検証	ト. (ハ)(5) 設計開発の検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック
	ハ. (ハ)(3) ※	設計における変更	ト. (ハ)(7) 設計開発の変更時の管理	設計対象の追加や変更時の対応
調達	ハ. (ニ)	本申請における調達管理の方法	ト. (ニ) 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理

※: 「ハ. (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。





■ : MOX燃料加工施設の加工の事業に関する部署 (令和5年4月1日現在)

添8第1図 組織図



## 2 章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト  
 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	本申請における令和2年3月31日までに実施した業務について	令和5年1月30日	0	
補足説明資料1-2	本申請に係る設計及び調達について	令和5年7月7日	2	
補足説明資料2-1	本申請における設計の各段階におけるレビューについて (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料2-2	本申請における設計に係る品質管理の方法について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年7月7日	1	
補足説明資料2-3	設計に用いる情報の明確化及び申請書作成のための設計について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料2-4	申請書作成のための設計及び設計のアウトプットに対する検証について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料2-5	申請書の作成について	令和5年7月7日	2	
補足説明資料2-6	申請書の承認について (燃料製造安全委員会)	令和5年7月7日	2	
補足説明資料2-7	申請書の承認について (品質・保安会議)	令和5年7月7日	2	
補足説明資料2-8	申請書の承認について (稟議による承認)	令和5年7月7日	2	
補足説明資料2-9	設計における変更について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年7月7日	1	
補足説明資料3-1	供給者の技術的評価について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-2	供給者の選定について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-3	供給者の品質保証計画について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-4	仕様書の作成について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年7月7日	1	
補足説明資料3-5	調達した役務の検証について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年7月7日	1	
補足説明資料3-6	請負会社他品質監査について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-7	文書及び記録の管理について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-8	本申請における不適合管理に係る説明	令和5年4月21日	1	

令和5年1月30日 R O

## 補足説明資料 1 - 1

### 本申請における令和2年3月31日までに実施した業務について

本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日までに実施した業務は、事業変更許可本文七号に基づくものではないことから、令和2年3月31日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。

該当する業務について以下の表に示す。

表 令和2年3月31日以前の組織で実施した業務

添付書類八における 該当項目	実績	該当する 補足説明資料
ハ.(二)(1) 供給者の技術的評価	平成28年(2016年)10月	補足説明資料3-1
ハ.(二)(2) 供給者の選定	令和2年(2020年)3月	補足説明資料3-2
ハ.(二)(3) 調達管理	令和2年(2020年)2月	補足説明資料3-4

補足説明資料 1 - 2

## 本申請に係る設計及び調達について

本申請における設計及び調達について、以下に示す各プロセスを主管する箇所が責任と権限を持ち、業務を遂行した。

設計を主管する箇所として、MOX燃料加工施設における震源を特定せずに策定する地震動「標準応答スペクトル」の取り入れへの対応業務（以下、本整理資料において「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務」という。）を燃料製造建設所土木課及び建築課が実施した。

調達を実施する箇所として、「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務を燃料製造建設所土木課及び建築課が実施した。

契約を主管する箇所として、「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務を調達室が実施した。

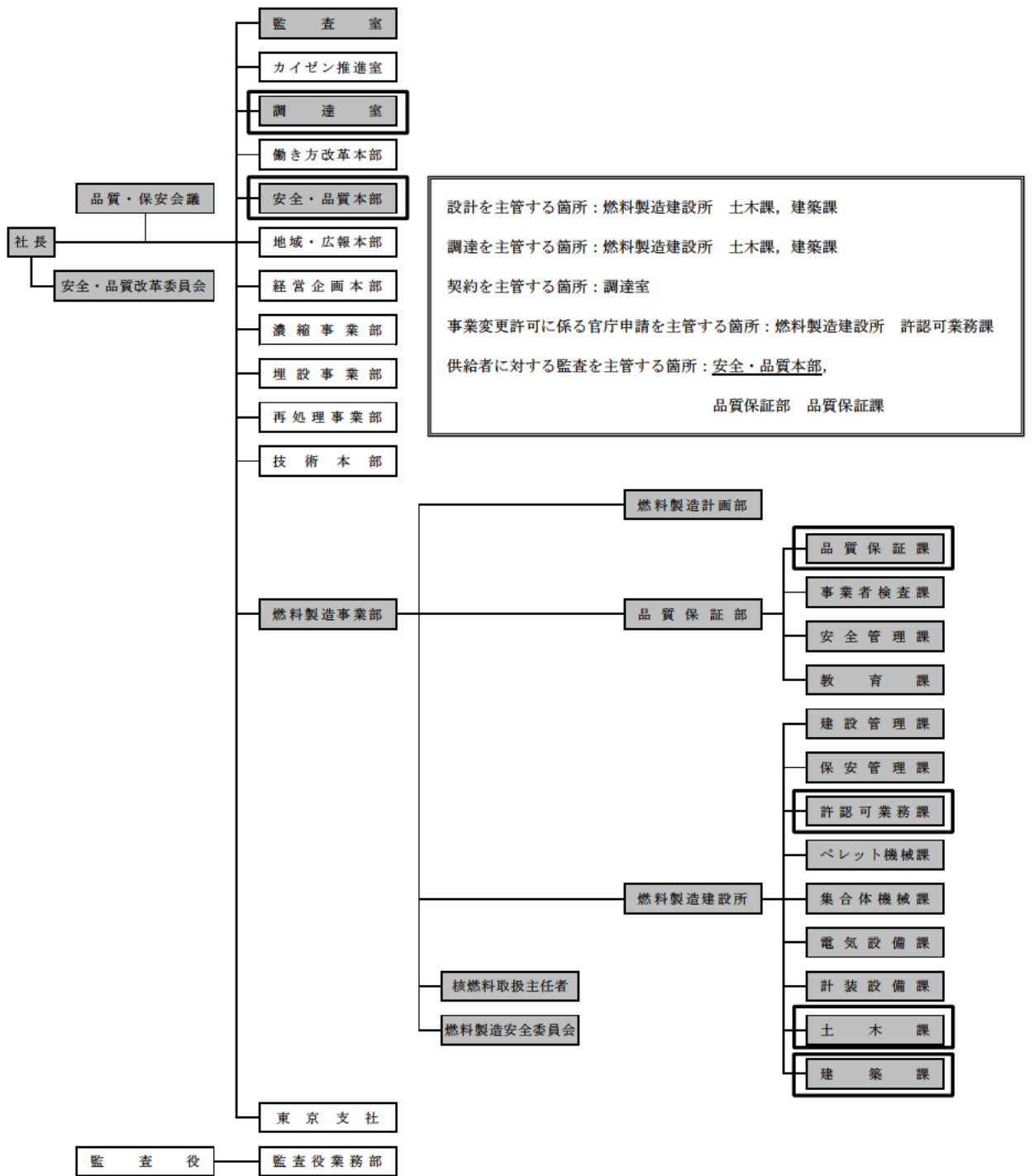
事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所として、本申請における申請書作成及び承認について燃料製造建設所許認可業務課が実施した。

供給者に対する監査を主管する箇所として、「標準応答スペクトル」の取り入れに関する調達の供給者に対する監査について、安全・品質本部が実施した。

以上について図1「本申請における設計及び調達に係る組織」のとおり示す。

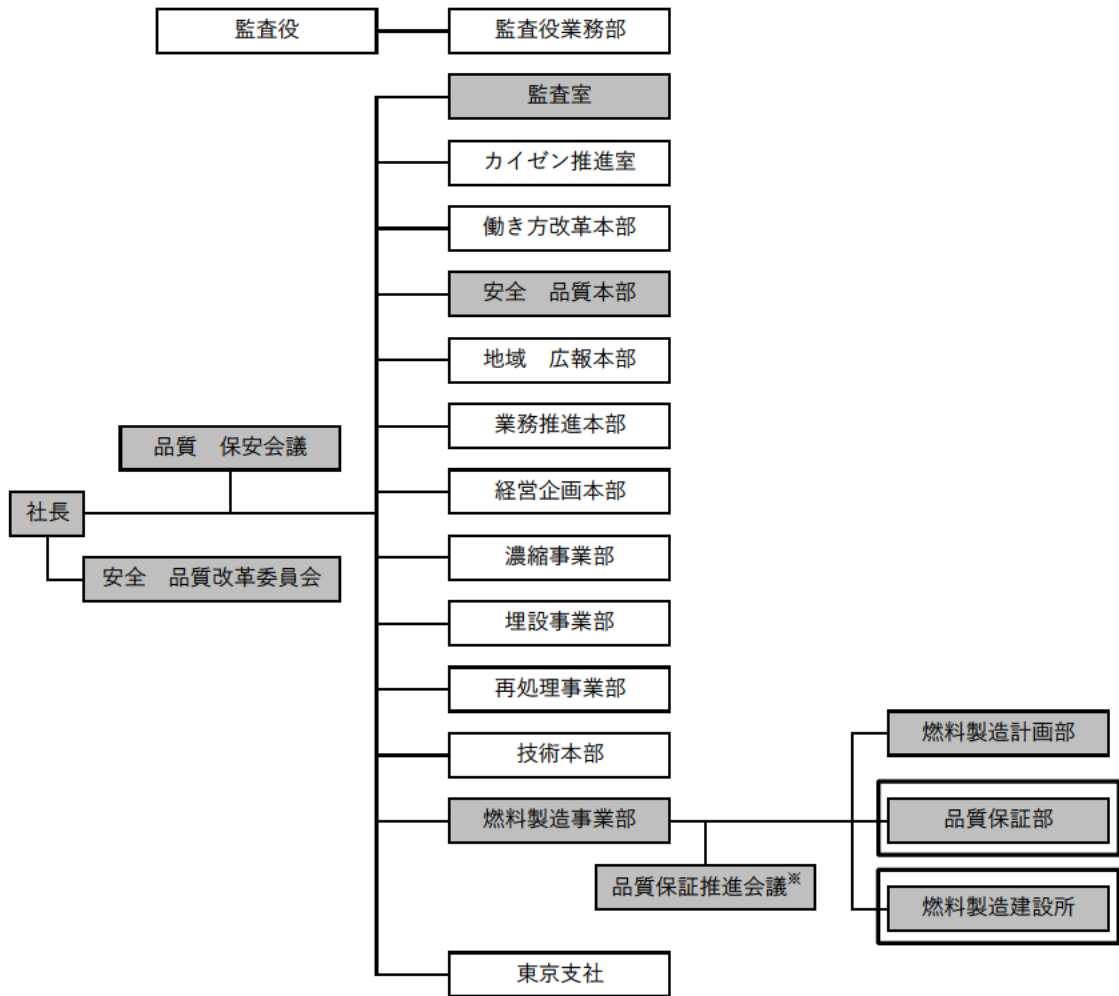
なお、本申請における一部の業務については、令和2年3月31日以前の組織で実施していることから、図2「本申請における設計及び調達に係る組織（令和2年3月31日以前）」として示す。





■：MOX燃料加工施設の加工の事業に係る部署（令和5年4月1日現在）

図1 本申請における設計及び調達に係る組織



(   : MOX燃料加工施設の加工の事業に関する部署) (令和2年3月1日現在)

※: 保安規定の許可を得た以降は、燃料製造安全委員会に代える。

設計を主管する箇所: 燃料製造建設所 調達を主管する箇所: 燃料製造建設所 契約を主管する箇所: - (調達室は令和2年3月31日以前は組織に存在していない) 事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所: 燃料製造建設所 供給者に対する監査を主管する箇所: 品質保証部
---

図2 令和2年3月31日以前の設計及び調達に係る組織

令和5年1月30日 R O

## 補足説明資料 2 - 1

本申請における設計の各段階におけるレビューについて  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る設計レビューは設計の計画（補足説明資料 2 - 2）に基づき、震源を特定せず策定する地震動の追加に伴う燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価の実施等について、設計主管課レビュー及び設計審査委員会でのレビューを実施した。

設計レビューの実施記録について次葉のとおり添付する。

標準応答スペクトルの取り入れ

設計のレビュー

【2019年10月18日 設計審査委員会 実施記録】





議 題	コメント、指摘事項等
<p>議題1</p>	<p>「議題1」について審議資料により説明が行われ、以下について確認した。</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 400px; margin-top: 10px;"></div>
<p>議題2</p>	<p>「議題2」について審議資料により説明が行われ、以下について確認した。</p> <p><b>【審査結果】</b> 承認する。</p> <p><b>【確認結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3.(2)にて、「解析ケース数が増大する可能性がある」と記載しているが、増大した結果、どのような影響があるのかわからない。費用に影響がある、工程に影響がある等、具体的に記載すること。</li> <li>・他電力からの発注により、評価会社に対応しきれず時間を要することはないのか？ →他電力の発注会社をある程度把握できているため、対応しきれないことはないと考えている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>



補足説明資料 2 - 2

本申請における設計に係る品質管理の方法について  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る設計は設計の計画を定め実施している。設計の計画には添付書類八の添 8 第 2 表に示す設計の各段階として「ハ. (ハ)(1) 設計に用いる情報の明確化」, 「ハ. (ハ)(2)① 申請書作成のための設計」, 「ハ. (ハ)(2)② 設計のアウトプットに対する検証」を記載した設計の計画を作成し, 各段階の活動を管理している。

上記に示す各段階の活動内容を記載した実績について次葉のとおり添付する。

設計プロジェクト名 (設備名等)	震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価		
設計概要	別紙-1 様式例-1-2「設計概要の整理票」参照	関連部署	-
設計主管課長	土木課長	土木課長、	
設計者 (設計主管課員)	力量に関しては、添付資料-土木課「燃料製造事業部 力量管理実施細則 個人別力量管理表」参照 (*1)	専門家	「燃料製造事業部 内部コミュニケーション管理要領 燃料製造事業部 設計審査委員会 専門家 (委員) リスト」の定めによる
「設計グレード分類表」に基づく設計変更着手に関する承認状況	・グレード: B ・設計変更着手に関する承認の記録: 08-FC49-22P00-001-00	設計委託先 (*2)	
		顧客の参画の必要性 (レビュー、承認等)	否

承認	確認	審査		作成
設計主管課長	核燃料取扱主任者	副長	副長	担当

設計計画書 (1/1)					設計に関する計画および実績フォロー表																						
設計の段階	業務の内容	文書・記録 (*3, *4)	特記事項	責任および権限	必要期間 (*5) (上段: 計画、下段: 実績)													備考									
					年	2019		2020			2021			2022			2023										
					月	10	-	2	3	4	-	-	-	3	4	-	4		-	-	12	1	2	3	4	5	6
仕様書作成段階	インプット (設計要求事項)																										
	設計レビュー (仕様書のレビュー)																										
	設計 (仕様書作成)																										
	アウトプット (仕様書(案)段階)																										
	設計検証 (仕様書の検証)																										
	アウトプット																										
受注者設計段階	設計 (受注者の設計作業)																										
	アウトプット (承認申請)																										
	設計検証 (当社の検証)																										
	設計レビュー (当社のレビュー)																										
設工認図書書作成段階	アウトプット (当社の検証・レビュー後)																										
	設計検証 (当社の検証)																										
	設計レビュー (当社のレビュー)																										
受注者設計段階	アウトプット (最終アウトプット)																										
	妥当性確認																										
変更履歴	Rev. 0: 新規作成 (2019.10.4) Rev. 1: 設計検証 (仕様書の検証) 期間実績を反映 (2020.2.4) Rev. 2: 業務実施期間変更の契約変更を行うため、受注者設計段階の期間の変更を反映 (2021.11.18) Rev. 3: 業務実施期間変更の契約変更を行うため、受注者設計段階の期間の変更を反映、第1回検収分の設計検証等の実績を反映 (2022.10.3)																										

\*1: 「設計の計画」策定時における設計主管課員の「燃料製造事業部 力量管理実施細則 個人別力量管理表」を添付すること。  
 \*2: メーカーが変更になった場合 (名称等) は、品質保証計画書等の必要な図書を再提出させること。  
 \*3: 必要に応じて、技術検討書を作成すること。  
 \*4: 該当する文書、図書名を明確にすること。  
 \*5: 計画については、文書に応じて記載すること (関連文書の引用を可とする。)。計画日程が確定しない場合は、年月日は記載せず、月単位等で必要期間のみを表示すること。

保安に関する記録  
(MOX燃料加工施設保安規定 第71条)

## 設計概要の整理票

設計の計画 設計プロジェクト名 (設備名等)

: 震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価

(文書管理番号: 08-FC41-22P00-004-00)

### 1. 設計・開発の性質、期間および複雑さの程度

#### (1) 設計の性質 (設計概要)

燃料加工建屋の基礎地盤については、核燃料物質の加工の事業の変更 (MOX 燃料加工施設) の許可 (原規発第 2012091 号、令和 2 年 (2020 年) 12 月 9 日) を受けている。

その後、震源を特定せず策定する地震動に関する審査ガイドが 2021 年 4 月 21 日に改正されたことを受け、評価に用いる地震動が追加となった。追加された地震動を用いた燃料加工建屋の基礎地盤の耐震影響評価については、事業変更許可申請書に反映し、審査ガイド改正後の猶予期間内に申請する必要があるため、先だって 2020 年 3 月より委託契約を締結し、検討を進めている。

既許可においては、JEAG4601-2008 に基づき解析モデルを作成し、周波数応答解析による等価線形解析を解析手法として、既往の基準地震動  $S_s$  を用いた耐震影響評価を実施した。本業務においても、既許可と同様の解析モデル及び解析手法を踏襲しつつ、地震動については、審査ガイドの改正に伴い追加された基準地震動を用いて耐震影響評価を実施する。以上より、本件における設計手法は、実績のある設計手法である。

#### (2) 設計の期間 (現時点における期間)

設計の計画に示す。

#### (3) 設計の複雑さの程度

加工施設の技術基準に関する規則に基づき、燃料加工建屋の基礎地盤が燃料加工建屋を十分に支持することができる地盤であるかを確認する。

### 2. 対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼさないことの確認結果

燃料加工建屋の基礎地盤が燃料加工建屋を十分に支持することができる地盤であるかを確認することで、他の設備へ悪影響を及ぼさないことを確認する。

### 3. 設計・開発に必要な組織の内部および外部の資源

(1) 設計主管部署: 土木課

(2) 関連部署: なし

(3) 設計委託先: XXXXXXXXXX

4. 法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果

特になし

5. 設計プロセス以降のプロセスの製品および役務の提供に関する要求事項

特になし

6. 顧客およびその他の密接に関連する利害関係者によって期待される、設計プロセスの管理レベル

特になし

以 上

令和5年1月30日 R O

## 補足説明資料 2 - 3

## 設計に用いる情報の明確化及び申請書作成のための設計について (標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る設計に用いる情報の明確化及び申請書作成のための設計として、設計に用いる情報（インプット）及び設計の結果に係る情報（アウトプット）をまとめている。

設計に用いる情報（インプット）の明確化として、設計内容に応じて以下の要求事項を明確にする。

- ① 機能及び性能に係る要求事項
- ② 従前の類似した設計から得られた情報であって、当該設計に用いる情報（インプット）として適用可能なもの
- ③ 関係法令
- ④ その他設計に必要な要求事項

設計に用いる情報（インプット）を基に設計検討を進め、設計の結果に係る情報（アウトプット）を記載する。設計の結果に係る情報（アウトプット）は以下に適合した状態となるようまとめる。

- ① 設計に係る個別業務等要求事項に適合するものであること
- ② 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること
- ③ 合否判定基準を含むものであること
- ④ 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること

上記のとおり設計に用いる情報の明確化及び設計の結果に係る情報（アウトプット）の実績について次葉のとおり添付する。

件名：「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る事業変更許可申請書作成の設計の計画（基礎地盤）

設計に用いる情報(インプット)	設計(検討)内容	設計の結果に係る情報(アウトプット)
<p>1. 機能および性能に係る要求事項</p> <p>①令和3年4月21日の第5回原子力規制委員会において、標準応答スペクトルの規制への取り入れのための「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」が改正された。</p> <p>②標準応答スペクトル(案)に基づく「Rnd2」とされていた地震動を基準地震動「Ss-C5」として扱うこととなった。(「Rnd2」を用いた基礎地盤の安定性評価については、「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務」にて実施済みである。)</p> <p>③基準地震動「Ss-C5」を用いた基礎地盤の安定性評価を実施し、既往の事業変更許可申請書を更新する。</p>	<p>事業変更許可申請書における基礎地盤の安定性評価については、添付書類三の「3. 地盤」に示している。基準地震動Ssに対する基礎地盤の安定性評価の項目は、以下のとおりである。</p> <p>①基礎地盤の安定性評価(基礎地盤のすべり、基礎地盤の支持力および基礎底面の傾斜)</p> <p>②周辺地盤の変状による施設への影響評価</p> <p>③地殻変動による基礎地盤の影響評価</p> <p>④周辺斜面の安定性評価</p> <p>基準地震動「Ss-C5」を用いた基礎地盤の安定性評価結果のうち事業変更許可申請書の記載が変更となるものを抽出する。</p> <p>①について、現行の記載は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎地盤のすべり 敷地全体のなかで最小となるすべり安全率が算出された断面を抽出し、その値が評価基準値を満足していることを記載している。 表では、各断面における最小すべり安全率を一覧表で示している。また、各断面における建屋単体または複合するすべり面形状、ならびに断層を通るすべり面形状のカテゴリ別に最小となるすべり安全率を示している。</li> <li>・基礎地盤の支持力 各地盤毎(西側・中央・東側)に接地圧が最大となる建屋を抽出し、評価基準値を満足していることを記載している。 表では、全ての評価対象施設における最大接地圧を一覧表で示している。</li> <li>・基礎底面の傾斜 傾斜が最大となる建屋に対し、評価基準値を満足していることを記載している。 表では、全ての評価対象施設における最大傾斜を一覧表で示している。</li> </ul>	<p>基礎地盤に関する評価結果については、以下のとおりとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎地盤のすべり 一部の断面について、評価結果を示した表の更新が必要となるものの、基準地震動「Ss-C5」による地震力に対するすべり安全率は最小とならず、既許可での評価から変更がないことを確認した。</li> <li>・基礎地盤の支持力 一部の断面について、評価結果を示した表の更新が必要となるものの、基準地震動「Ss-C5」による地震力に対する最大接地圧は最大とならず、既許可での評価から変更がないことを確認した。</li> <li>・基礎底面の傾斜 一部の断面について、評価結果を示した表の更新が必要となるものの、基準地震動「Ss-C5」による地震力に対する最大傾斜は最大とならず、既許可での評価から変更がないことを確認した。</li> </ul>
<p>2. 従前の類似した設計から得られた情報であって、当該設計に用いる情報(インプット)として適用可能なもの</p> <p>MOX燃料加工事業変更許可申請書(2020年12月9日許可)</p>	<p>事業変更許可申請書の更新の要否について、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎地盤のすべり 一部断面について、基準地震動「Ss-C5」による評価結果が既往の評価結果を上回るため結果を示した表の更新が必要となるものの、最も厳しい評価結果を上回らないため、申請書の記載内容に変更はない。</li> <li>・基礎地盤の支持力 一部建屋について、基準地震動「Ss-C5」による評価結果が既往の評価結果を上回るため結果を示した表の更新が必要となるものの、最も厳しい評価結果を上回らないため、申請書の記載内容に変更はない。</li> <li>・基礎底面の傾斜 一部建屋について、基準地震動「Ss-C5」による評価結果が既往の評価結果を上回るため結果を示した表の更新が必要となるものの、最も厳しい評価結果を上回らないため、申請書の記載内容に変更はない。</li> </ul>	
<p>3. 関係法令</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律並びに関連法規</p>	<p>事業変更許可申請書の更新の要否について、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎地盤のすべり 一部断面について、基準地震動「Ss-C5」による評価結果が既往の評価結果を上回るため結果を示した表の更新が必要となるものの、最も厳しい評価結果を上回らないため、申請書の記載内容に変更はない。</li> <li>・基礎地盤の支持力 一部建屋について、基準地震動「Ss-C5」による評価結果が既往の評価結果を上回るため結果を示した表の更新が必要となるものの、最も厳しい評価結果を上回らないため、申請書の記載内容に変更はない。</li> <li>・基礎底面の傾斜 一部建屋について、基準地震動「Ss-C5」による評価結果が既往の評価結果を上回るため結果を示した表の更新が必要となるものの、最も厳しい評価結果を上回らないため、申請書の記載内容に変更はない。</li> </ul>	
<p>4. その他設計に必要な要求事項</p> <p>該当なし</p>	<p>②について、評価対象施設が岩盤又はMMRに直接支持されていることから、周辺地盤の変状の影響を受けるおそれはないとしている。したがって、基準地震動「Ss-C5」の追加評価を要するものではなく、既往申請内容より変わらないため、検討対象外とする。</p> <p>③について、敷地近傍の断層に起因した活動に伴い生ずる傾斜を考慮した検討であるため、基準地震動「Ss-C5」が断層起因の地震動ではないことから、既往申請内容より変わらないため、検討対象外とする。</p> <p>④について、評価対象施設に重大な影響を与える周辺斜面は存在しないため、検討対象外とする。</p>	



令和5年1月30日 R O

## 補足説明資料 2 - 4

申請書作成のための設計及び設計のアウトプットに対する検証について  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る申請書作成のための設計として、「調達による解析」を実施している。

設計のアウトプットが設計に用いる情報の明確化の要求事項を満たしていることの検証を実施している。

実績について補足説明資料 2 - 3 のとおり。

補足説明資料 2－5

## 申請書の作成について

本申請に必要な申請書の作成は設計を主管する箇所が作成した設計活動のアウトプットを基に事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所が実施する。

上記の作業手順に関する規定として「燃料製造事業部 核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）作成マニュアル」を定めている。

設計を主管する箇所が作成する設計活動のアウトプットを申請書案として取りまとめ、要求事項との適合性をレビューしている。その後、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所が、上記の設計活動のアウトプットを取りまとめ、申請書の全体的な体裁チェックを実施した後、申請書の承認プロセスへ進む（補足説明資料 2 - 6, 2 - 7, 2 - 8）。

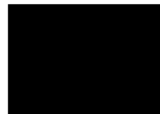

当該規定及び申請書の全体的な体裁チェックの実績の例示を次葉のとおり添付する。


文書管理番号	25-DC00-21P00-001-00
初版制定日	2020年5月11日
最終施行日	2021年12月2日
主管部署	燃料製造建設所 許認可業務課

## 燃料製造事業部

# 核燃料物質加工事業変更許可申請書 (MOX燃料加工施設) 作成マニュアル

日本原燃株式会社  
燃料製造事業部

承認	審査	作成
		

承認
取り纏め責任者
(  )


核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）の  
記載事項チェックシート（取り纏め責任者確認用）

●チェック対象範囲

- ・鏡、補正表、表紙類
- ・添付書類一
- ・添付書類二
- ・添付書類三
- ・添付書類五
- ・添付書類八

●確認項目

確認項目	チェック欄
対象となる記載内容の記載内容に誤字・脱字，表現不備及び体裁の不備・不整合がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
同一の記載又は同等の記載が複数箇所にある場合，それらの間で表現及び体裁の不整合がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
各担当箇所による確認（ダブルチェック）が，適切に行われているか。（抜き取り確認を実施）	<input checked="" type="checkbox"/>

確認
責任者等
(  )

核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）の  
記載事項チェックシート（担当箇所確認用）

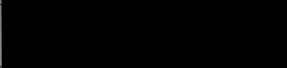

●チェック対象範囲

核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）

本文及び添付書類の一部補正について

添付書類三 ロ. 地盤(基礎地盤)

●チェック者（直筆サイン）

	所属	氏名	最終確認日
一次チェック者	土木課		2023年6月6日
二次チェック者	土木課		2023年6月6日

●確認項目

確認項目	チェック欄	
	一次 チェック者	二次 チェック者
計算過程又は計算結果において単位換算を実施している場合は、S I単位への換算方法及び換算結果が正しいか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計算に使用した計算式、解析コード、解析モデル及び入出力データが妥当か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
入力条件が最新であること（他事業部と共通する評価においては両関係者間で相違のないこと）を確認しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
計算に使用した計算式、解析コード、解析モデル及び入出力データが適切に反映されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
信頼性のある出典元（参考文献等）から引用しているか、出典元と整合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安全審査資料（ヒアリング、審査会合等における説明資料）の記載内容が適切に反映されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
誤字・脱字、表現不備及び体裁の不備・不整合がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
同一の記載又は同等の記載が複数箇所にある場合、それらの間で表現及び体裁の不整合がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

補足説明資料 2－6



### 申請書の承認について(燃料製造安全委員会)

本申請に必要な申請書の承認に先立ち、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所は燃料製造安全委員会へ付議し、保安上の妥当性について審議を受けた。

付議の実績について次葉のとおり添付する。

## 保安記録

事務局(保安管理課)

確認(課長)	作成
( . . ) [Redacted]	( . . ) [Redacted]

## 2023年度 第2回 燃料製造安全委員会審議・報告結果

1. 開催日時	2023年6月13日(火) 10:45~11:15
2. 開催場所	MOX 建設事務所 大会議室
3. 出席者	【委員】 [Redacted] 建設所長、[Redacted] 燃料計画部長、[Redacted] 品質保証部長、[Redacted] 部長、[Redacted] 部長、[Redacted] 副部長 ( [Redacted] 副所長代理)、[Redacted] 部長 ( [Redacted] 核燃料取扱主任者代理)、[Redacted] 課長 ( [Redacted] 副事業部長代理) 【出席者】 (燃料製造事業部) [Redacted] 部長 (許認可業務課) [Redacted] 課長、[Redacted] 主任、[Redacted] 担当 【事務局】 (保安管理課) [Redacted] 課長、[Redacted] TL、[Redacted] 担当、[Redacted] 担当
4. 成立条件	委員長、核燃料取扱主任者(もしくは代理)を含む、委員8名全員(うち代理3名)の出席により、成立条件を満足する。
5. 件名	議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請(MOX燃料加工施設)の一部補正について(許認可業務課)
6. 審議・報告内容	議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請(MOX燃料加工施設)の一部補正の資料について審議(許認可業務課)
7. 審議・報告結果	議題1: コメント付き承認 詳細は、別紙-1を参照。 【核燃料取扱主任者意見】 特になし。
8. 審議の結果に基づく特別措置の確認(資料の修正、再確認事項)	

核燃料取扱主任者	燃料製造安全委員会委員長
核燃料取扱主任者意見欄記載のとおり。	(23.6.14) [Redacted] 燃料製造安全委員会審議結果を上記のとおり報告する。 ( [Redacted] )
燃料製造事業部長 燃料製造安全委員会の審議結果を受理する。	( [Redacted] )

※構成員が出席できない場合は、その構成員および代理者を明確に記載する。

## 2023年度 第2回 燃料製造安全委員会 議事メモ

1. 日時 2023年6月13日(火) 10:45~11:15

2. 場所 MOX建設事務所 大会議室

3. 出席者

【委員長】 建設所長

【委員】 燃料計画部長、品質保証部長、 部長、 部長、 副部長 ( 副所長代理)、 部長 (核燃料取扱主任者代理)、 課長 (副事業部長代理)

【出席者】 (燃料製造事業部) 部長  
(許認可業務課) 課長、主任、 担当

【事務局】 (保安管理課) TL、 担当、 (記)

4. 議題

議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請 (MOX燃料加工施設) の一部補正について (許認可業務課)

5. 審議・報告結果

議題1: コメント付き承認

6. 議事要旨

議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請 (MOX燃料加工施設) の一部補正について (許認可業務課)

(敬称略)

: 作成プロセスについて、再処理の設工認では作成したものをきちんとチェックせずに提出したことを指摘されて審査が何か月も遅れている。今回の説明資料を見ると、実施体制、力量管理、解析の妥当性を説明しているが、補正書の内容をどのようにチェックしているのかが記載されていない。どのように実施しているのか。規制庁コメントが反映されており、ダブルチェックで実施しているのか、誤字が無いように記載されているのか、それを何人の目で確認しているのか、記載表現は適切か。なぜ作成プロセスにその説明が入っていないのか。

: 今回の補正では、当初申請時から体制の変更がないため特段の説明をしなかったが、参考資料として、チェックの内容を15頁~19頁に記載している。資料を実際に作成する人と、それ以外の人でダブルチェックを実施し、きちんと記載すべき内容が記載されていることや、誤字脱字の有無を確認し担当課内で上覧している。その際にコメントリストとも比較し、コメント内容と修正箇所を確認している。その結果、ダブルチェックした書類が一式に束ねられて、それにチェックシートがついて、上覧されることになっている。その後、土建部の中で作成されたチェックエビデンスが最終的に許認可業務課に提出され、許認可業務課でも提出にあたって問題ないことを審査してい

る。

：エビデンスと本文の付け合わせは担当者が1名で実施しているのか。

：2人で実施している。

：それを、課長か副長が誤記チェックシートでダブルチェックを漏れなく実施していることを確認しているということか。

：チェックエビデンスを見るとマーカでレ点が入っており、その表紙に課内でチェックしたということが示されており、それを責任者である部長や課長が審査過程で中身がチェックされていることを確認し、提出している。

：本日のP I Mの不適合で今年度のコーディングを実施した際に、再処理の設工認の誤記の話があり、エビデンスを添付して回覧するという対策が上がっていたが、事業部長からはチェックする時間が無かったのではないかというコメントがついていた。時間が無いとしても、提出する日付が迫っていてチェックしないということは無く、日付を伸ばしてでもきちんと全部チェックして、きれいなものを出すという対策であり、問題ありませんということを経営部長に話したが良いか。

：問題ない。

：提出する日付が絶対ではなくて、チェックできなかつたら提出する日付を延ばすということが良いか。

：規制庁とも調整して、提出日の目標を立てて先ずはそこに向かって進めるので、その予定通りに進めることができれば問題ない。どうしても物量が多く目標までに間に合わない場合は日程の調整を行う。

：作業者が時間に追われてチェックせずにただレ点をつけているということが無いということか。

：その通りである。

：再処理の誤記問題の対策はカバーされているという理解で良いか。

：現状、再処理で発生した設工認に係る誤記への具体的な対策方針は現時点で決まっておらず、RCAを実施している最中である。その対策の策定と水平展開がなされてから、必要に応じて対応する。MOXは2月末に第2回設工認を申請したが、本申請時は従来のMOXのプロセスでチェックをして申請をしている。規制庁へもその話をしており、再処理で対策がきちんと決まって、必要があれば展開をするが、現状決まったものはないため、従来の約束どおり、MOXの中でチェックをして提出するという話をしている。そのため今回もそのような補正の仕方をする。

：間に合えば対応するということか。

：既に6月に補正を予定している中で、まだRCAは終わっていない状況であるため、おそらく、補正までに対応方針は定まらないのではないかと考えている。補正直前に決まったとしても、そこは対応としては厳しいと考えている。

：直前にRCAで決まればどうするのかというところもある。

：具体的な対策方針を水平展開するのはもう少し後になると思われる。今回チェックもすでに実施してもらっており、時間をかけてチェックできていることから問題ないと思っている。第2回設工認申請の際も、MOXは第1回設工認の認可が出てから第2回申請まで約5か月かけてチェックできており時間があつたことから大丈夫だろうと規制庁は認識していた。

：チェックしている担当者はバラバラで実施しているのか。固まって4つの目で実施し

ているのか。

基本的にタイミングは別で実施している。

2人で同時に見ているということではないのか。別でやるとサボるため本来であれば部長の横でチェックしてほしい。自分の机で時間の許す限りチェックするよう指示するとサボる。そこは管理出来ているのか怪しい。2人でチェックしないと間違いでチェックすることはあると思われるし、2人目は1人目がチェックしたから良いとしてレ点を入れることもあると思う。そこが防止出来ないため、デバックチェックは同時に同じ場所で、可能であれば部長の横で緊張感を持って確認できればデバックの対策になる。なぜ出来ないのか。

書類の物量が多いと、部長および作業者が拘束されるため難しい。

どのくらい時間がかかるのか。

資料による。個人的な思いとしては、一緒に確認すると、エビデンスを紐づけている人の作業を見ているだけになると考える。

バラバラに確認すると力を抜く。人間集中時間は長く持たないし緊張感も長くは継続しない。続けて4、5時間チェック作業をしていれば集中力が切れる。そこをどのようにコントロールしていくか気にしていた。規制庁から指摘されたがそういうところが甘い。

やれる確認はしましようというのが今のルールだと認識している。

今のルールではなく、間違っただけを提出すれば3、4か月あつという間に遅れる。どれだけ品質保証がしっかりしたものを作成して提出するかである。その責任があるのか。担当者任せとしか聞こえないから危ない。

部長も確認するようにしている。

担当者がチェックしたものをゴールキーパーが流して全部見るということで良いか。

許認可業務課の担当者でも見る観点を分担して確認している。作成者、第三者で確認している。

それを説明してもらえれば安心できるが、チェックシートが上がってきて、チェックシートだけ見たということはないように。ゴールキーパーが確認するというのが胆である。現状は実施しているということで良いか。

良い。

資料5、10頁に誤記があるため修正すること。また、11頁の体制表タイトルと資料タイトルで、標準応答スペクトルの取り入れの表現が異なるため合わせること。

拝承。表記揺れがあり申し訳ない。

今回は一部補正であるが、許可変更と同様な変更手続きを実施するという理解で良いか。

良い。14頁が元々の許可を受けるための申請として準備が必要となる資料の内容を記載しており、今回の資料には記載していないが、この下の関係法令にその申請書の中に記載するべき項目として本文および添付書類を提出するよう定められている。今回その中身を補正したうえで審査し、その内容を変更するため同じ手続きを実施する。

以上

事務局(保安管理課)

保安記録

確認(課長)	作成
( . . )	( . . )

2023 年度 第 3 回 燃料製造安全委員会審議・報告結果

1. 開催日時	2023 年 6 月 26 日 (月) 11:00~11:30
2. 開催場所	MOX 建設事務所 M-1A 会議室
3. 出席者	<p>【委員】 品質保証部長 (委員長代理)、 副所長、 部長、 課長 ( 副事業部長代理)、 核燃料取扱主任者                  (欠席： 建設所長、 燃料計画部長、 部長)</p> <p>【出席者】 (燃料製造事業部)  部長                  (許認可業務課)  主任、 担当                  (計画 G)  担当                  (品質保証課)  課長                  【事務局】 (保安管理課)  TL、 担当</p>
4. 成立条件	委員長、核燃料取扱主任者 (もしくは代理) を含む、委員 8 名 5 名 (うち代理 2 名) の出席により、成立条件を満足する。
5. 件名	議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請書 (MOX燃料加工施設) の一部補正について (追加審議) (許認可業務課)
6. 審議・報告内容	議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請書 (MOX燃料加工施設) の一部補正の追加審議内容について審議 (許認可業務課)
7. 審議・報告結果	<p>議題1: 承認                  詳細は、別紙-1を参照。</p> <p>【核燃料取扱主任者意見】                  特になし。</p>
8. 審議の結果に基づく特別措置の確認 (資料の修正、再確認事項)	

核燃料取扱主任者	燃料製造安全委員会委員長
核燃料取扱主任者意見欄記載のとおり。	燃料製造安全委員会審議結果を上記のとおり報告する。
燃料製造事業部長 燃料製造安全委員会の審議結果を受理する。	

※構成員が出席できない場合は、その構成員および代理者を明確に記載する。

## 2023年度 第3回 燃料製造安全委員会 議事メモ

1. 日時 2023年6月26日(月) 11:00~11:30
2. 場所 MOX建設事務所 M-1A会議室
3. 出席者
  - 【委員長】 ■■■品質保証部長(委員長代理)
  - 【委員】 ■■■建設所副所長、■■■部長、■■■課長(■■■副事業部長代理)、■■■核燃料取扱主任者
    - (欠席: ■■■建設所長、■■■燃料製造計画部長、■■■部長)
  - 【出席者】 (燃料製造事業部) ■■■部長
    - (許認可業務課) ■■■主任、■■■担当
    - (計画G) ■■■担当
    - (品質保証課) ■■■課長
  - 【事務局】 (保安管理課) ■■■TL、■■■(記)
4. 議題
  - 議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請書(MOX燃料加工施設)の一部補正について(追加審議)(許認可業務課)
5. 審議・報告結果
  - 議題1: 承認
6. 議事要旨
  - 議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請(MOX燃料加工施設)の一部補正について(追加審議)(許認可業務課)  
(敬称略)
    - : 6月29日に補正を実施すると、7月1日からの社内人事異動直前となるが良  
いのか。
    - : 7月1日からの人事異動は既に内示が出ているが、その情報と合わせないのか。
    - : 申請日時点での体制で申請するものであるため問題はない。
    - : 2日後には体制が変わってしまうが。
    - : 規制庁から7月に補正すべきとの見解が示される可能性はないのか。
    - : 規制庁と調整する中では本来もっと前に提出するよう言われており、準備が出来たら  
すぐに提出するとお話ししていたのが今の状況である。提出した日の体制で記載する  
のが正しいため現時点の体制で記載し、補正書を提出させていただく。
    - : 7月に補正となったらどうするのか。
    - : 6月29日に補正書を提出してそのまま許可をいただければ、書類を変更する必要は  
ない。あくまで申請した日の体制を記載する。何かしらの要因で、補正申請そのもの  
が7月以降になった場合は、その日の体制に書き直す必要がある。

- : 29日の申請では体制は見直さず、次に提出するとなったら更新すれば良いということか。
- : そのとおりである。
- : 変更許可取得にあたり、7月以降にもう一度再補正となると、体制の記載を更新する必要があるという認識。
  
- : 技術者については、ここに記載されている人たちは保安の組織にエントリーしている人だと思うが、「技術者」と言っている中で、調達室のような保安の組織ではあるが事務的な業務を実施している部署を記載するには違和感がある。そこまでこだわるような話ではないがその点はどのように考えているのか。
- : 例えば、調達室が実施している人工の積算も、調達上の設計と言える。また、過去に東京電力の柏崎刈羽原子力発電所で、事務系の方が所長になったこともある。だからと言ってその方を技術者と呼ばないということは無い。日本原燃もそういったことが今後有り得る。そういったことから監査室、調達室の方々も技術者として記載しても問題ないと考える。
- : 添付書類二は電気や機械原子力など専攻別の各人数や国家資格の所有者数研修機関で研修した研修生の数など技術者情報を記載している。それを考えると純粋に技術的なことをよく知っている人や、技術力がある人の代表者の紹介の意味もあるのかなと思っていた。確かに先ほど話していたとおり、事務系の方が任命されたら除外するののかという話にもなる。
- : 保安の組織として体制図を記載していて、その中に調達や監査の人も入っている。その人たちはきちんと保安教育を受けて設備等の知識を身に付けて業務にあたっているため技術者に含めて良いと考える。
- : 事務屋、技術屋を区別しているのは会社の内部の話であって、外から見たら同じ技術者である。
  
- : 「添付一3 主たる技術者の履歴の記載の考え方」について、執行役員は部長以上の略歴を記載するとあるが、出向元から記載するのか。
- : そうである。例えば増田社長執行役員や仙藤副社長執行役員も東京電力や関西電力の当時の部長以上の職歴から記載している。
- : 藤田さん等の執行役員の記載を見ると、チーフマネージャーの記載が有るものと無いものがある。違いは何か。また、前回安全委員会時点の資料の同項目を見ると、チーフマネージャーを記載しているが、今回記載されていないものもある。
- : HPに掲載されている略歴をベースに作成している。HP上でそれ以上情報が公開されていないことは確認しており、再処理と統一を図って今回修正した。
- : HPに掲載されているのは増田社長執行役員、仙藤副社長執行役員、大柿専務執行役の3人のみか。
- : 新任する際や、今後理事になる方の紹介時に掲載されており、その情報を持ってきている。
- : 記載している略歴は他事業部とトーンが合っているということで良いか。
- : 良い。



- : 「履歴」について、記載量が多い方と少ない方が見受けられるが、内容を見ると、兼務に係る履歴まで逐一記載されており、これは記載するまたは記載しないということを決めようとするとその基準をどのように決めるかという議論が生じるため、辞令が出たものは記載するとの認識でいいか。人によって履歴の多い少ないがあり、バランスが悪く見えるが、仕方がないのか。
- : 仰るとおり、できるだけ例外を作らないということが今回のルール化にあたり一番苦労したところであったと考えている。ある方が、当時、たくさん兼務が付き、行が多くなったとしても、それはその方の履歴として記載することになっている。
- : 世間一般的に見られた際に、こういう人なのかと思ってもらえれば良く、審査に影響を与えるものではない。
- : そのとおりである。添付書類二の考え方は、稟議決裁時の社長へのご説明時と同様、記載内容に決まりはなく、どの人が記載されていないから許可しない、という性質のものではないが、結果的に3事業で調整するとご説明したため、本日の再審議とさせて頂いた。

以 上

補足説明資料 2－7

### 申請書の承認について(品質・保安会議)

本申請に必要な申請書の承認に先立ち、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所は品質・保安会議へ付議し変更申請における保安に係る方針を全社的観点から審議を受けた。

付議の実績について次葉のとおり添付する。

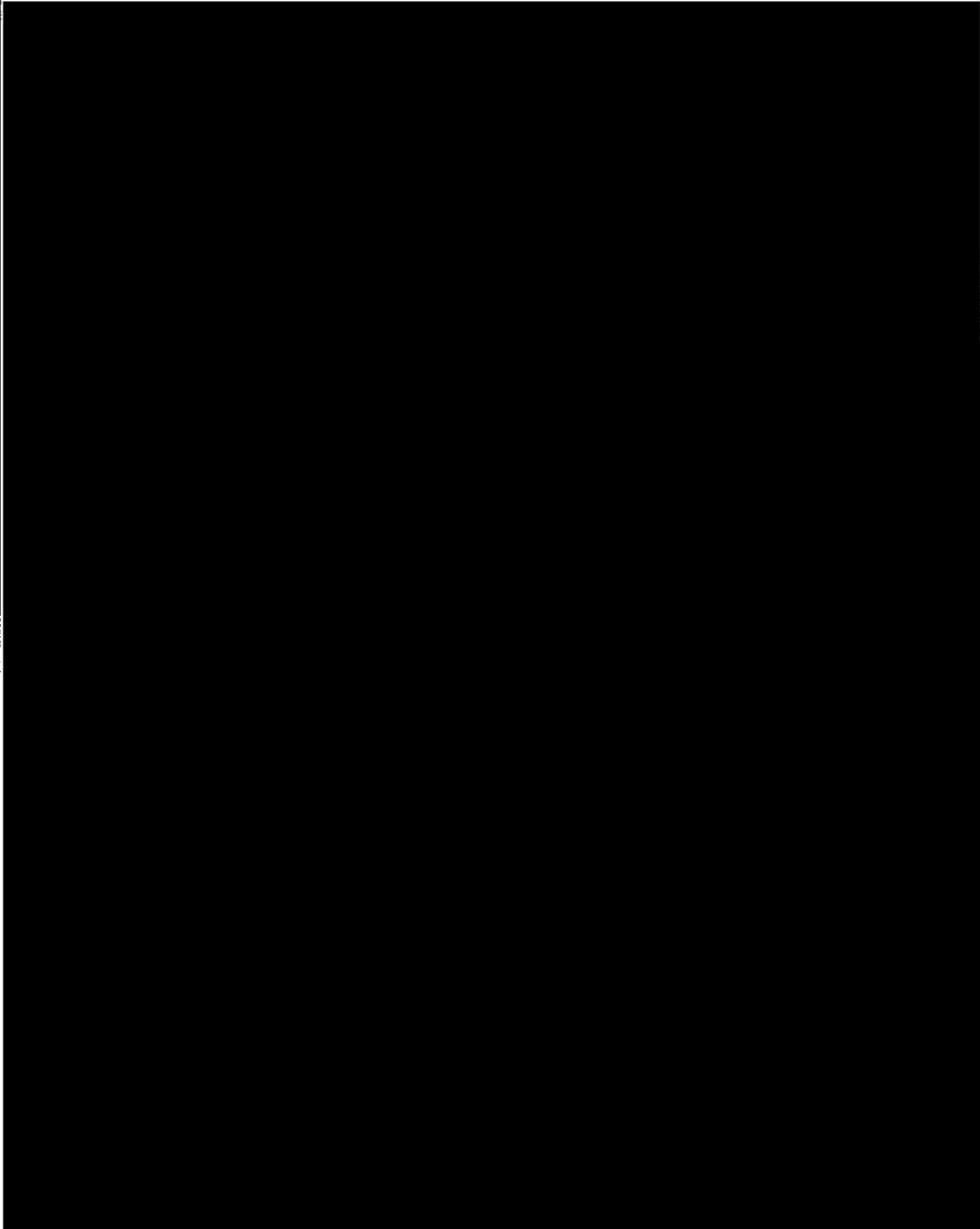
2023年6月21日 TV会議にて確認し、  
 理設規程保安規定の変更は了承。  
 事業変更許可申請に社長指示事項あり

第 335 回 品質・保安会議に係る報告書

確認
社長
2023年6月28日
■

承認	審査	作成
議長	安全・品質本部 副本部長	幹事
年 月 日	年 月 日	年 月 日
■	■	■

日 時	2023年6月15日 (木) 13:30~15:00
場 所	① 事務本館/役員会議室 ② 事務本館/役員応接2 ③ 再処理事務所/役員小会議室 ④ 濃理事務所/4階VIP会議室
出席者	別紙のとおり
資 料	資料1: ■ 資料2: 再処理事業変更許可申請に係る第1回補正について 資料3: 廃棄物管理事業変更許可申請に係る第1回補正について 資料4: MOX加工事業変更許可申請に係る第1回補正について
審議結果	1. 会議成立要件の確認 議長および委員計17人中17人の出席を確認し、成立要件を満たしていることを確認した。  2. 前回議事等の確認 幹事より、前回の議事内容およびコメントリストを説明した。  3. ■  4. 議題2【審議】再処理事業変更許可申請に係る第1回補正について 議題3【審議】廃棄物管理事業変更許可申請に係る第1回補正について 議題4【審議】MOX加工事業変更許可申請に係る第1回補正について 再処理事業部および燃料製造事業部より、それぞれ資料2および資料3、ならびに資料4を用いて説明があり、審議の結果、了承された。

主任者等の 意見	<p>前回議事等の確認について</p> <p>【委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特になし</li></ul> <p>【本会議からの指示】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特になし。</li></ul> <p>【主任者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特になし。</li></ul> 
-------------	--

議題 2：再処理事業変更許可申請に係る第1回補正について  
議題 3：廃棄物管理事業変更許可申請に係る第1回補正について  
議題 4：MOX加工事業変更許可申請に係る第1回補正について

【委員からの主な意見】

- ・記載の適正化として「出戸西方断層について、文献に対する当社の評価結果を明記」とあるが、新たに出された文献に対する影響の評価結果、「工藤他2021」で提唱されていた「六ヶ所撓曲」はなかったという趣旨を明記したということか。  
⇒ ご意見のとおり、当初の事業変更許可申請時に、「工藤他2021」の影響評価を実施したが、その結果として、「六ヶ所撓曲」というのが確認されていなかったことを申請書に明記したものである。
  
- ・昨年の12月に申請した設工認申請書に誤記等があったが、今回の事業変更許可申請に係るチェックにおいて、メーカーから提示されたデータを申請書に反映するまでの確認や模擬地震波作成に伴うマグニチュードの設定をM6.9からM7.0へ変更した際の変更管理も含めて確実に実施できているのか。  
⇒ 業務管理文書で定めているプロセスに基づき実施し、エビデンスとの突合せなどの確認した結果を申請書としてまとめている。  
⇒ エビデンスに基づく確認ができていることを、しっかり提示できるように準備をお願いします。
  
- ・模擬地震波作成に伴うマグニチュードの設定をM6.9からM7.0へ変更したことで応答スペクトルの波形に違いはあるのか。  
⇒ 微々たる変化はあり、Ss-C5の周期1秒の波形の傾きが少し変化している。  
⇒ 波形に違いはあるが、耐震評価への影響は変わらないという認識でよいか。  
⇒ そのとおりである。
  
- ・添付書類三 技術的能力の「第1表 主たる技術者の履歴」において、どのような考えで記載順序を変更したのか。  
⇒ 組織の長である再処理事業部長を最初に記載し、以降は、職位の順で記載している。  
⇒ 新旧比較表は抜粋であるため、前回の再処理事業変更許可申請の際に、当時の再処理・MOX設工認総括責任者である須藤専務を記載していたのかを確認したい。  
⇒ 前回の再処理事業変更許可申請時には、須藤専務を記載していた。今回の申請では、最新の情報に見直しを行っている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の安全委員会で、今回のM6.9からM7.0への変更に関し、どのような議論をしたのか。</li> <li>⇒ 再処理および貯蔵管理安全委員会では、記載内容の妥当性および申請書作成プロセスに問題がないことを議論した。コメントを反映し、申請書としてまとめている。また、燃料製造安全委員会でも同様に、記載の妥当性および申請書作成プロセスに問題がないことを議論した。エビデンスを含め、作成プロセスを確認した結果を申請書としてまとめている。</li> </ul> <p>【本会議からの指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul> <p>【主任者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul> <p>【議長からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今一度、誤記が発生しないよう、本日審議した保安規定変更認可申請および事業変更許可申請書の確認をお願いする。</li> </ul>
<p>社長指示 事項</p>	<p>品質・保安会議の結果について議長より報告を受けた。</p> <p>(意見) あり・なし</p> <p>各施設の変更許可申請書の補正者における「技術的能力の主任者 技術者の履歴」について役職者の記載順序が「再処理施設・廃棄物 管理施設」のMOX燃料の工施設と異なるため、記載を整理させること。</p>

## 第 335 回 品質・保安会議出席者一覧表

		出欠	備考
議長	安全・品質本部長	○	
委員	調達室長	○	
	安全・品質本部副本部長 (安全推進、品質保証)	○	
	濃縮事業部長	○	
	埋設事業部長	○	
	再処理事業部長	○	
	技術本部長	○	
	燃料製造事業部長	○	
	加工施設 核燃料取扱主任者	○	代： 代行
	廃棄物処理施設 廃棄物取扱主任者	○	
	再処理施設 核燃料取扱主任者	○	
	廃棄物管理施設 廃棄物取扱主任者	○	
	MOX燃料加工施設 核燃料取扱主任者	○	
	濃縮事業部 濃縮安全・品質部長	○	
	埋設事業部 埋設計画部長	○	
	再処理事業部 再処理計画部長	○	
燃料製造事業部 建設所長	○		
幹事	安全・品質本部 品質保証部長	○	
オブザーバ	常任監査役	○	
	監査室長	○	
関係者	添付のとおり		
事務局	安全・品質本部 品質保証部 品質保証グループ		

(出席(代理者の出席を含む)の場合は、出欠の欄に「○」、欠席の場合は、「×」を記載する。

保安規定に基づく必須出席者には、備考の欄に「※」と議題番号を併記する。

委員の代理となる者を出席させた場合および議長の職務の代行者を指名した場合は、備考の欄にその旨を明記する。)



## 第335回 品質・保安会議 【関係者名簿】

	事業部等	部	課・グループ	職位	氏名	会議室
1	埋設事業部	埋設運営部		課長		4階VIP会議室
2	埋設事業部	埋設運営部	埋設業務課	課長		4階VIP会議室
3	埋設事業部	埋設運営部	埋設業務課	主任		4階VIP会議室
4	埋設事業部	埋設運営部	埋設業務課	担当		4階VIP会議室
5	埋設事業部	埋設運営部	評価技術課	課長		4階VIP会議室
6	再処理事業部	再処理計画部	計画グループ	TL		役員小会議室
7	再処理事業部	再処理計画部	計画グループ	担当		役員小会議室
8	再処理事業部	品質保証部	品質保証課	課長		役員小会議室
9	再処理事業部	品質保証部	品質保証課	TL		役員小会議室
10	再処理事業部	品質保証部	品質保証課	TL		役員小会議室
11	技術本部	土木建築部	土木建築技術課	課長		役員小会議室
12	技術本部	土木建築部	耐震技術課	担当		役員応接2
13	技術本部	土木建築部	耐震技術課	担当		役員応接2
14	燃料製造事業部			部長		役員会議室
15	燃料製造事業部	燃料製造建設所	許認可業務課	主任		役員応接2
16	燃料製造事業部	燃料製造建設所	許認可業務課	担当		役員応接2
17	燃料製造事業部	燃料製造計画部	計画グループ	GL		役員応接2
18	燃料製造事業部	燃料製造計画部	原価契約・コスト最適化 グループ	GL		役員応接2
19	燃料製造事業部	燃料製造計画部	原価契約・コスト最適化 グループ	TL		役員応接2
20	燃料製造事業部	品質保証部	品質保証課	TL		役員応接2

第336回 品質・保安会議に係る報告書

確認
社長
2023年6月27日
■

承認	審査	作成
議長	安全・品質本部 副本部長	幹事
年 月 日	年 月 日	年 月 日
■	■	■

日 時	2023年6月27日 (火) 13:05~13:35
場 所	① 事務本館/役員会議室 ② 事務本館/502会議室 ③ 再処理事務所/役員大会議室 ④ 濃埋事務所/2階会議室
出席者	別紙のとおり
資 料	資料1：再処理事業変更許可申請に係る第1回補正について（再審議） 資料2：廃棄物管理事業変更許可申請に係る第1回補正について（再審議） 資料3：MOX加工事業変更許可申請に係る第1回補正について（再審議）
審議結果	1. 会議成立要件の確認 議長および委員計17人中17人の出席を確認し、成立要件を満たしていることを確認した。  2. 前回議事等の確認 幹事より、前回の議事内容および社長指示事項を説明した。  3. 議題1【再審議】再処理事業変更許可申請に係る第1回補正について 議題2【再審議】廃棄物管理事業変更許可申請に係る第1回補正について 議題3【再審議】MOX加工事業変更許可申請に係る第1回補正について 再処理事業部および燃料製造事業部より、それぞれ資料1, 2および資料3を用いて説明があり、再審議の結果、了承された。

主任者等の 意見	<p>前回議事等の確認について</p> <p>【委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>【主任者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul> <p>【本会議からの指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul> <p>議題1：再処理事業変更許可申請に係る第1回補正について（再審議）  議題2：廃棄物管理事業変更許可申請に係る第1回補正について（再審議）  議題3：MOX加工事業変更許可申請に係る第1回補正について（再審議）</p> <p>【委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6/29の申請予定となっているが、6/30に人事異動があることがわかっているのであれば、その内容を反映して6/30に申請することでもよいのではないかと。  ⇒ 6月の第4週に申請を計画していたが、6/29に申請することとしており、その時点の最新の体制を記載している。</li> <li>・埋設施設の昨年安全審査の際には、最終補正を実施するまでに人事異動が発生した場合でも、いつの時点の記載なのかを明確にすることで変更しないこととし、規制側にも了承を得ていた。補正書提出時点の最新の体制で記載していくという考え方になるのか。  ⇒ 法令要求で記載を明確に定められているものではないため、申請書の作成などのリードタイム等も考慮し決定することとなる。</li> <li>・各事業で同時に事業変更許可申請を行う場合、共通の記載事項の横並びを取る機会はあるのか。  ⇒ 燃料製造事業部では、許認可業務課が申請書の取りまとめを実施している。具体的な記載内容は、関連する各組織で適宜調整を実施し、最終的な取りまとめである許認可業務課が整合を確認している。今回の件は、法令要求でも記載を明確に定められているものではなく、当初申請を踏襲してきた結果、事業部内のみで記載を調整してきたものである。今後は、事業間の整合も確認する。  ⇒ 再処理事業部では、再処理計画部が申請書の取りまとめを実施しており、事業部内の整合を確認している。今回の主たる技術者の記載の内容は、事業部間での整合を取る場はなかった。今後は、事業間の整合も確認する。  ⇒ 今回の件は、法令要求として詳細な記載内容までを求められているものではないが、同じ会社のなかで整合の取れた記載とすることは申請書の品質を確保することとして重要であり、事業者自らが取り組んでいく必要がある。今後は、社内ルールとして標準化をお願いする。また、濃縮事業部および埋設事業部も同様に標準化を図っていくこと。</li> </ul> <p>【主任者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul> <p>【議長からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の審議において、再処理事業変更許可申請における「主たる技術者の履歴」のうち、大柿専務の記載を確認した際、燃料製造事業部からの意見はなかったが、今回の再審議内容を見ると、燃料製造事業部では大柿専務の記載がなかったことが分かる。前回の審議において、「主たる技術者の履歴」の記載に関し、燃料製造事業部より再処理事業部とは記載の考えが異なるとの意見が出されていれば確認ができたのではないかと考える。審議において確認する内容は重要であるため、審議に必要な説明をお願いしたい。</li> </ul> <p>【本会議からの指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
-------------	--

社長指示 事項	品質・保安会議の結果について議長より報告を受けた。 (意見) あり・なし
------------	---

## 第 336 回 品質・保安会議出席者一覧表

		出欠	備考
議長	安全・品質本部長	○	
委員	調達室長	○	
	安全・品質本部副本部長 (安全推進、品質保証)	○	代：■■■■安全推進部長
	濃縮事業部長	○	
	埋設事業部長	○	
	再処理事業部長	○	
	技術本部長	○	
	燃料製造事業部長	○	
	加工施設 核燃料取扱主任者	○	代：■■■■代行
	廃棄物埋設施設 廃棄物取扱主任者	○	
	再処理施設 核燃料取扱主任者	○	
	廃棄物管理施設 廃棄物取扱主任者	○	
	MOX燃料加工施設 核燃料取扱主任者	○	
	濃縮事業部 濃縮安全・品質部長	○	
	埋設事業部 埋設計画部長	○	
	再処理事業部 再処理計画部長	○	
燃料製造事業部 建設所長	○		
幹事	安全・品質本部 品質保証部長	○	
オブザーバ	常任監査役	○	
	監査室長	○	
関係者	添付のとおり		
事務局	安全・品質本部 品質保証部 品質保証グループ		

(出席(代理者の出席を含む)の場合は、出欠の欄に「○」、欠席の場合は、「×」を記載する。

保安規定に基づく必須出席者には、備考の欄に「※」と議題番号を併記する。

委員の代理となる者を出席させた場合および議長の職務の代行者を指名した場合は、備考の欄にその旨を明記する。)

第 336 回 品質・保安会議【関係者名簿】(説明者と傍聴者は漏れなく記載する)

会場、会議室名：役員大会議室

2023年6月27日

	事業部等 (○で囲んで下さい)	部	課・グループ	職位	所属長は○	氏名
例	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	品質保証グループ	課長	—	安品 花子
1	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	再処理計画部	計画グループ	GL	○	
2	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	再処理計画部	計画グループ	T L		
3	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
4	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
5	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
6	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
7	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
8	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
9	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
10	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
11	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
12	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
13	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
14	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
15	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
16	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
17	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					

第 336 回 品質・保安会議【関係者名簿】(説明者と傍聴者は漏れなく記載する)

会場、会議室名：役員会議室

2023年6月27日

	事業部等 (○で囲んで下さい)	部	課・グループ	職位	所属長は○	氏名
例	(安品) 再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	品質保証グループ	課長	—	安品 花子
1	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	燃料製造事業部		部長	○	
2	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	燃料製造計画部	計画グループ	GL	○	
3	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
4	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
5	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
6	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
7	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
8	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
9	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
10	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
11	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
12	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
13	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
14	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
15	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
16	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
17	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					

補足説明資料 2－8



### 申請書の承認について(稟議による承認)

本申請に必要な申請書の承認について、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所は稟議により承認を得た。

承認の実績について次葉のとおり添付する。

決 裁	社長	決 裁 前 確 認	燃料製造事業部長	燃料製造副事業部長	燃料製造事業部付部長	燃)燃料製造建設所長	稟議記番号	
							2023燃建稟第0028号	
							2023年 6月 27日 立案 2023年 6月 29日 決裁	
合 議	安全・品質本部長		審 査	燃)計画GL		通 知		
						立 案	燃)許認可業務課長	燃)燃料製造建設所
								燃)許認可業務課
件名 核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部補正の実施について							区 分	計 画
								実 施
<p>1. 提案事項</p> <p>実施稟議「核燃料物質加工事業変更許可申請の実施について」(2021燃建稟第0072号、2022年1月7日、社長決裁)に基づき申請(令和4年1月12日付け、2021燃建発第1号)した「核燃料物質加工事業変更許可申請書(MOX燃料加工施設)」について、添付書類「核燃料物質加工事業変更許可申請書(MOX燃料加工施設)本文及び添付書類の一部補正について(案)」(以下、「補正書」という。)のとおり記載を変更すること。また、補正書を以下のとおり提出すること。</p> <p>なお、「原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」第4条第2項第1号および通達経本部第37号-1「原子力規制委員会へ送信する電子文書への電子署名について」に基づき、原子力規制委員会に対し電子文書の申請を行う。</p> <p>(1) 記載の変更事項</p> <p>a. 標準応答スペクトルを考慮した基準地震動に係る変更</p> <p>b. 地震、津波、地質および火山に関する新知見の反映</p> <p>(2) 補正書の提出に関する事項</p> <p>a. 申請者：代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏</p> <p>b. 申請先：原子力規制委員会</p> <p>c. 申請日：本稟議決裁後速やかに提出</p> <p>2. 提案理由</p> <p>「核燃料物質加工事業変更許可申請の実施について」(2021燃建稟第0072号、2022年1月7日、社長決裁)について、これまでの審査状況等を踏まえ記載を変更するため、本文および添付書類の一部を補正し、原子力規制委員会に補正書を提出することとしたい。</p> <p>3. 参考事項</p> <p>添付書類について、社長公印の押なつを省略する。</p>								

(本頁以下余白)

## 4. 添付書類

核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）本文及び添付書類の一部補正について（案）

## 5. 参考書類

- (1) 実施稟議「核燃料物質加工事業変更許可申請の実施について」（2021燃建稟第0072号、2022年1月7日、社長決裁）（写）
- (2) 通達経本部第37号-1「原子力規制委員会へ送信する電子文書への電子署名について」

以 上

補足説明資料 2－9

設計における変更について  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る設計について、設計を主管する箇所では、以下のとおり設計の変更を実施している。

日付	設計の計画
2019年10月4日	新規制定
2020年2月4日	改正1 設計検証（仕様書の検証） 期間実績を反映
2021年11月18日	改正2 業務実施期間変更の契約変更を行うため、受注者設計段階の期間変更を反映
2022年10月3日	改正3 業務実施期間変更の契約変更を行うため、受注者設計段階の期間を反映。第1回検収分の設計検証等の実績を反映

標準応答スペクトルの取り入れ

設計の計画

【改正3版（最新）】

設計プロジェクト名 (設備名等)	震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価		
設計概要	別紙-1 様式例-1-2「設計概要の整理票」参照	関連部署	-
設計主管課長	土木課長	専門家	土木課長、 「燃料製造事業部 内部コミュニケーション管理要領 燃料製造事業部 設計審査委員会 専門家(委員)リスト」の定めによる
設計者 (設計主管課員)	力量に関しては、添付資料-土木課「燃料製造事業部 力量管理実施細則 個人別力量管理表」参照 (*1)	設計委託先 (*2)	
「設計グレード分類表」に基づく設計変更着手に関する承認状況	・グレード：B ・設計変更着手に関する承認の記録：08-FC49-22P00-001-00	顧客の参画の必要性(レビュー、承認等)	否

承認	確認	審査		作成
設計主管課長	核燃料取扱主任者	副長	副長	担当

設計計画書 (1/1)					設計に関する計画および実績フォロー表																					
設計の段階	業務の内容	文書・記録 (*3, *4)	特記事項	責任および権限	必要期間 (*5) (上段：計画、下段：実績)													備考								
					年	2019		2020			2021			2022			2023									
					月	10	-	2	3	4	-	-	-	3	4	-	4		-	-	12	1	2	3	4	5
仕様書作成段階	インプット (設計要求事項)																									
	設計レビュー (仕様書のレビュー)																									
	設計 (仕様書作成)																									
	アウトプット (仕様書(案)段階)																									
	設計検証 (仕様書の検証)																									
	アウトプット																									
受注者設計段階	設計 (受注者の設計作業)																									
	アウトプット (承認申請)																									
	設計検証 (当社の検証)																									
	設計レビュー (当社のレビュー)																									
設工認図書書作成段階	アウトプット (当社の検証・レビュー後)																									
	設計検証 (当社の検証)																									
	設計レビュー (当社のレビュー)																									
受注者設計段階	アウトプット (最終アウトプット)																									
	妥当性確認																									
変更履歴	Rev. 0：新規作成 (2019.10.4) Rev. 1：設計検証 (仕様書の検証) 期間実績を反映 (2020.2.4) Rev. 2：業務実施期間変更の契約変更を行うため、受注者設計段階の期間の変更を反映 (2021.11.18) Rev. 3：業務実施期間変更の契約変更を行うため、受注者設計段階の期間の変更を反映、第1回検収分の設計検証等の実績を反映 (2022.10.3)																									

\*1: 「設計の計画」策定時における設計主管課員の「燃料製造事業部 力量管理実施細則 個人別力量管理表」を添付すること。  
 \*2: メーカーが変更になった場合 (名称等) は、品質保証計画書等の必要な図書を再提出させること。  
 \*3: 必要に応じて、技術検討書を作成すること。  
 \*4: 該当する文書、図書名を明確にすること。  
 \*5: 計画については、文書に応じて記載すること (関連文書の引用を可とする。)。計画日程が確定しない場合は、年月日は記載せず、月単位等で必要期間のみを表示すること。

## 保安に関する記録

(MOX燃料加工施設保安規定 第71条)

## 設計概要の整理票

設計の計画 設計プロジェクト名 (設備名等)

: 震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価

(文書管理番号: 08-FC41-22P00-004-00)

## 1. 設計・開発の性質、期間および複雑さの程度

## (1) 設計の性質 (設計概要)

燃料加工建屋の基礎地盤については、核燃料物質の加工の事業の変更 (MOX燃料加工施設) の許可 (原規規発第2012091号、令和2年(2020年)12月9日) を受けている。

その後、震源を特定せず策定する地震動に関する審査ガイドが2021年4月21日に改正されたことを受け、評価に用いる地震動が追加となった。追加された地震動を用いた燃料加工建屋の基礎地盤の耐震影響評価については、事業変更許可申請書に反映し、審査ガイド改正後の猶予期間内に申請する必要があるため、先だって2020年3月より委託契約を締結し、検討を進めている。

既許可においては、JEAG4601-2008に基づき解析モデルを作成し、周波数応答解析による等価線形解析を解析手法として、既往の基準地震動  $S_s$  を用いた耐震影響評価を実施した。本業務においても、既許可と同様の解析モデル及び解析手法を踏襲しつつ、地震動については、審査ガイドの改正に伴い追加された基準地震動を用いて耐震影響評価を実施する。以上より、本件における設計手法は、実績のある設計手法である。

## (2) 設計の期間 (現時点における期間)

設計の計画に示す。

## (3) 設計の複雑さの程度

加工施設の技術基準に関する規則に基づき、燃料加工建屋の基礎地盤が燃料加工建屋を十分に支持することができる地盤であるかを確認する。


## 2. 対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼさないことの確認結果

燃料加工建屋の基礎地盤が燃料加工建屋を十分に支持することができる地盤であるかを確認することで、他の設備へ悪影響を及ぼさないことを確認する。

## 3. 設計・開発に必要な組織の内部および外部の資源

(1) 設計主管部署: 土木課

(2) 関連部署: なし

(3) 設計委託先: 



4. 法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果

特になし

5. 設計プロセス以降のプロセスの製品および役務の提供に関する要求事項

特になし

6. 顧客およびその他の密接に関連する利害関係者によって期待される、設計プロセスの管理レベル

特になし

以 上

令和5年1月30日 R O

## 補足説明資料 3－1

### 供給者の技術的評価について (標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る調達について、調達を主管する箇所は技術的評価を実施した。

技術的評価においては、「燃料製造事業部 調達管理要領」に基づき以下の基準について審査が行われた。

- ① 技術的能力：  
過去の納入実績等から信頼性のある製品・役務を供給できる能力があると判断できること
- ② 品質マネジメントシステム：  
品質マネジメントシステムが整備されていること、又はISO9001を取得していること
- ③ 経営状況：  
経営的に安定していること

実績について次葉のとおり添付する。

(文書管理番号：08-BB41-16P00-001)  
土木グループ

承認	審査		作成
GL	品質保証GL		

発注候補先評価票

会社名 <sup>※1,2</sup>		適用業務	機器設計・開発、調査・測定・研究・試験・解析・分析、 工事設計・工事監理、測定・測量・地質調査、業務
資本金 及び従業員数 <sup>※2</sup>		連絡先	
区分	評価項目		判定
1.技術的能力			■OK □NG
2.品質保証能力			■OK □NG □OK ■該当なし ■OK □NG □評価不要 ■OK □NG □評価不要 ■OK □NG ■OK □NG ■OK □NG
3.経営状態			■OK □NG
4.品質保証、JIS アライアンス及び安全 文化の教育計画また は実績			■OK □NG
総評 (評価によって必 要とした処置含 む)	調達先として問題ないと判断する。	評価結果	■合格 □条件付き合格 □不合格

※1:発注候補先が代理店又は商社の場合、実際の品質保証を行っているのが、製造メーカーである場合は、発注候補先の申し出により、製造メーカーの品質保証を含めた形で評価し、発注候補先のほか（ ）書きで製造メーカー名を記載する。  
 ※2:資材管理システムの情報を記入する。資材管理システムにない発注候補先はホームページ等により確認し、記入する。  
 ※3:評価が不要な項目については、評価不要な評価項目に二重線を引くこと。

令和5年1月30日 R O

## 補足説明資料 3－2

**供給者の選定について**  
**(標準応答スペクトルの取り入れ)**

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る調達について、調達を主管する箇所は技術的評価において評価した供給者を選定した。

供給者との契約に係る業務は社内業務システムである資材契約管理システムにて実施しており、契約決定までの業務の流れとして下記の順で実施した。

- ① 契約請求 ※仕様書を添付（調達を主管する箇所）
- ② 見積依頼先選定（契約箇所：資材部）
- ③ 見積受領・価格交渉（契約箇所：資材部）
- ④ 契約決定（契約箇所：資材部）

上記の①において、調達を主管する箇所が契約請求を行うにあたり、供給者の候補先に対し技術的評価（補足説明資料 3 - 1）を実施した上で取引先推薦を行い供給者の選定が行われる。

実績について次葉のとおり添付する。

# 契約請求登録

2023/01/12(木)

所属： 燃・土木課

氏名： [REDACTED]

[ 基本情報 ]

契約区分 業務委託 契約請求No [REDACTED] 契約管理No [REDACTED] 請求計画No [REDACTED]  
 契約件名 震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務

▼ 検取工程 **処理中** データです。照会内容を確認

実施稟議 2019燃建稟第0181号  
 実施稟議状況 立案済  
 緊急契約 --  
 請求計画外理由 期中新規件名のため、当初計画では想定で  
 請求年月日 2020年03月05日(木)  
 請求箇所(内線) 燃・土木G / [REDACTED]  
 単価契約 --  
 希望期間 2020年04月01日(水) ~ 2021年12月2  
 技術検討有無 無  
 引当予算額 [REDACTED] 円

請求添付書類あり

納入条件 納入施工  
 検取条件 分割検取 検取箇所  
 主管部契約区分 資材契約 主管部契  
 発注候補先評価 対象

推薦取引先名 [REDACTED]

<推薦取引先数 1社> 取引先推薦理由あり 承認ルート確認

確認

資材契約管理システム 取引先推薦理由登録参照[BSSZG115] 2023/01/12(木)

取引先推薦理由登録参照

所属： 燃・土木課 氏名： [REDACTED]

推薦の理由

[REDACTED]は、既往の業務委託において、同様の解析を実施しており、解析に必要な解析モデルや解析条件を有し、また、必要な経験・知見・技術的能力を有していることから、業務を効率的に進めることができる。

閉じる

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る調達における推薦取引先の供給者を示す。技術的評価（補足説明資料3-1）された供給者を推薦している。

# 承認ルート照会

2023/01/12(木)

所属： 燃・土木課

氏名： XXXXXXXXXX

対象工程

契約請求

最終承認権限

課長 (G L)

上位所属含む なし

承認順位	承認者	メール通知	担当者通知	最終承認者	承認状況	承認日
第1承認者	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	●	●	2020年03月05日(木)
第2承認者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
第3承認者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
第4承認者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
第5承認者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

調達を主管する箇所の長

調達を主管する箇所の長が取引先を推薦し契約請求を行った承認日

## 同報通知設定

承認順位	承認者	同報者 1	同報者 2	同報者 3
第1承認者	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
第2承認者				
第3承認者				
第4承認者				
第5承認者				

閉じる



令和5年1月30日 R O

## 補足説明資料 3－3

### 供給者の品質保証計画書について (標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る調達について、調達を主管する箇所は供給者から提出される品質保証計画書を確認した。

供給者が提出する品質保証計画書は、以下の要求事項を満足する内容であることが求められる。(2020年6月当時)

- ① 原子力安全のためのマネジメントシステム規程 (JEAC4111-2013) の適用指針-JEAG4121-2015 [2018年追補版] (品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書) への準拠
- ② JEAC4111以外のISO9000シリーズ等の規格を適用している場合は次に示す事項を反映すること
  - ・ 品質マネジメントシステム運用の目的に、当社原子力施設の安全を維持・強化する旨を掲げること
  - ・ 当社の管理要求を下回らないよう、グレード分けの基準及び管理の程度を示すこと
  - ・ 安全文化を育成、維持するための活動の実施
  - ・ 検査は、製造部門から独立した部門の検査員等を実施させること
  - ・ 内部監査を実施すること
  - ・ 原子力の安全に関する教育を実施すること
  - ・ その他 (品質記録等、外注先等でのホールドポイント、識別とトレーサビリティ、試験・検査の条件と判定基準の明確化等)

実績について次葉のとおり添付する。



補足説明資料 3－4

仕様書の作成について  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る調達について、調達を主管する箇所は仕様書を作成し、稟議で承認した。

実績として下表のとおり示す。

決裁日	件名	該当する 補足説明資料
<u>2020年2月28日</u>	<u>「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の実施について」</u>	<u>補足説明資料 3-4-1</u>
<u>2021年2月9日</u>	<u>「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更（第1回契約変更・仕様）について」</u>	<u>補足説明資料 3-4-2</u>
<u>2021年12月1日</u>	<u>「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更（第2回契約変更・期間）について」</u>	<u>補足説明資料 3-4-3</u>
<u>2022年10月13日</u>	<u>「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更（第3回契約変更・期間）について」</u>	<u>補足説明資料 3-4-4</u>

委託技術仕様書

「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋

の基礎地盤耐震影響評価業務の実施について」

決 裁	燃料製造建設所 長	決 裁 前 確 認	燃料製造建設所 副所長	燃料製造建設所 付部長	稟議記番号		
	■		■	■	2019燃建稟第0131号		
				2020年 2月 26日 立案			
					2020年 2月 28日 決裁		
合 議	/			建設管理GL	通 知	燃料製造事業部 長	
				■		■	
/					立 案	土木GL	
						■	燃料製造建設所
						土木G	
件 名						区 分	計 画
震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の実施について							実 施
<p>1. 提案事項</p> <p>震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務を以下のとおり実施すること。</p> <p>(1) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震応答解析 11ケース</li> <li>・すべり安全率計算 24ケース</li> <li>・総合評価 1式</li> </ul> <p>(2) 実施期間 契約締結日～2021年12月20日</p> <p>(3) 実施金額 ■千円</p> <p>(4) 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 実施方法：委託</li> <li>b. 実施主管箇所：燃料製造事業部 燃料製造建設所 土木グループ</li> <li>c. 実施担当箇所：燃料製造事業部 燃料製造建設所 土木グループ</li> <li>d. 契約担当箇所：業務推進本部 資材部 工事契約グループ</li> </ul> <p>2. 提案理由</p> <p>基準地震動策定に関する審査ガイドに示される「震源を特定せず策定する地震動」(Mw 6.5未満の14地震)について、当社の安全審査では地震観測記録の解析検討が進んでいる2004年北海道留萌支庁南部地震(留萌)等を考慮している。しかし、その他の地震については、安全審査段階で観測記録の分析が技術的に困難であることから、電力共通の中長期的な課題として、詳細調査・分析をしていくこととなっていた。本課題については、規制委員会として2017年11月に震源特定せず策定する地震動に係る検討委員会の設置が決定され、2018年1月より検討チームの会合が開催されている。</p> <p>規制側の検討チームでは、新たな震源を特定せず策定する地震動について地震データを (本頁以下余白)</p>							

体系的に収集し、統計処理により全国共通で使える標準応答スペクトルを策定し、原子力規制委員会は2019年8月28日に規制に取り入れることで合意した。原子力規制委員会では、2019年10月に事業者意見を聴取し、基準の改正案の審議、意見募集（パブリックコメント）を経て、審査ガイドの制定に向け準備をしているところである。

規制庁より提示される標準応答スペクトルは、最終的に基準地震動に係る審査ガイドに反映される見込みであり、基礎地盤の耐震性評価については事業変更許可申請書に記載していることから規制側で提示された提案スペクトルに対応する模擬地震動に基づき、基礎地盤の耐震性評価を実施する必要がある。

### 3. 金銭関係

#### (1) 予算・決算関係

予算の種別	
設備区分	
プロジェクト区分	
科目	
予算件名コード	予算件名
主管箇所	
予備費の状況	

(単位：千円)

期別	実施額 a	既実施額 b	合計 c(a+b)	予算額 d	比較(c-d) 増・減・残
合計					
2018年度以前					
2019年度					
上半期					
下半期					
2020年度					
2021年度					
2022年度以降					
備考					

#### (2) 資金関係

2021年度上期： 千円（消費税込み）

2021年度下期： 千円（消費税込み）

### 4. 参考事項

本件に係る費用については、第106回MOXコスト評価検討会（2019年11月1日）にてレビューが終了している。

### 5. 添付書類

(1) 品質保証共通仕様書（案）

(2) 委託技術仕様書（案）

(本頁以下余白)



(3) 設計予算書 (案)

6. 参考書類

(1) 予算運用申請書 (写)

以 上

委 託 技 術 仕 様 書



件名：震源を特定せず策定する地震動の追加に係る  
燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務

2020年2月

日本原燃株式会社 燃料製造事業部

燃料製造建設所 土木グループ

委託技術仕様書

「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋

の基礎地盤耐震影響評価業務の変更

(第1回契約変更・仕様) について」

決 裁	燃料製造建設所 長	決 裁 前 確 認	燃料製造建設所 副所長	燃料製造建設所 付部長	稟議記番号		
					2020燃建稟第0083号		
					2021年 2月 9日 立案		
					2021年 2月 9日 決裁		
合 議				建設管理課長	通 知	燃料製造事業部 長	
				審 査			
					立 案	土木課長	
						燃料製造建設所	
						土木課	
件 名						区 分	計 画
震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更（第1回契約変更・仕様）について							実 施
<p>1. 提案事項</p> <p>実施稟議「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の実施について」（2019燃建稟第0131号、2020年2月28日、燃料製造建設所長決裁）により決裁を得ている震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務について、以下のとおり変更すること。</p> <p>(1) 変更内容</p> <p>a. 以下の業務の実施時期を2020年度から2021年度に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震応答解析 6ケース</li> <li>・すべり安全率計算 12ケース</li> </ul> <p>(2) 実施期間 2020年4月1日～2021年12月20日（変更なし）</p> <p>(3) 実施金額 (変更前) 総額 千円（決定契約額） 2020年度 千円 2021年度 千円 (変更後) 総額 千円（変更なし） 2020年度 千円 千円減） 2021年度 千円 千円増）</p> <p>2. 提案理由</p> <p>現在、原子力規制委員会では、「震源を特定せず策定する地震動」（Mw 6.5未満の14地震）を新たに審査ガイドに反映するため検討が進められている。</p> <p>本業務は、改正された審査ガイドに基づき設定した基準地震動Ssを用いて基礎地盤の耐震性評価を実施するが、審査ガイド改正が当初計画していた2020年1月よりも大幅に遅延し、一部の地震波の確定が2021年2月以降となった。</p> <p style="text-align: right;">（本頁以下余白）</p>							

一部地震波の確定時期が後ろ倒しになったことに伴い、2020年度に実施予定であった当該地震波に対する基礎地盤の耐震性評価が、年度内で完了することが困難となった。このことから、2020年度に実施予定だった基礎地盤の耐震性評価のうち、地震波が未確定の部分については、実施時期を2020年度から2021年度に見直すこととしたい。

### 3. 金銭関係

#### (1) 予算・決算関係

予算の種別	
設備区分	
プロジェクト区分	
科目	
予算件名コード	予算件名
主管箇所	
予備費の状況	

(単位：千円)

期別	実施額 a	既実施額 b	合計 c(a+b)	予算額 d	比較(c-d) 増・減・残
合計					
2019年度以前					
2020年度					
上半期					
下半期					
年度					
2021年度					
2022年度					
2023年度以降 備考					

#### (2) 資金関係

##### (変更前)

2021年度上期： 千円 (消費税込み)

2021年度下期： 千円 (消費税込み)

##### (変更後)

2021年度上期： 千円 (消費税込み)

2021年度下期： 千円 (消費税込み)

### 4. 添付書類

(1) 委託技術変更仕様書 (案)

(2) 設計変更予算書 (案)

### 5. 参考書類

(1) 実施稟議「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の実施について」(2019燃建稟第0131号、2020年2月28日、燃料  
(本頁以下余白)

製造建設所長決裁) (写)  
(2) 予算運用申請書 (写)

以 上

管理グレード
I

添付-4

(文書管理番号:08-AF22-20P00-011-00)

承認 課長	審査 副部長	審査	作成 副長
( ■ )	( ■ )	( . .)	( ■ )

## 委 託 技 術 変 更 仕 様 書

件名:震源を特定せず策定する地震動の追加に係る  
燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務  
(第1回契約変更・仕様)

案

2021年2月  
日本原燃株式会社 燃料製造事業部  
燃料製造建設所 土木課

委託技術仕様書

「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋

の基礎地盤耐震影響評価業務の変更

(第2回契約変更・期間) について」



決 裁	燃料製造建設所 長	決 裁 前 確 認	燃料製造建設所 副所長	燃料製造建設所 付部長	稟議記番号	
					2021燃建稟第0066号	
					2021年 11月 29日 立案	
					202/ 年 / 2月 / 日 決裁	
合 議				建設管理課長	通 知	燃料製造事業部 長
					立 案	土木課長
						燃料製造建設所
						土木課
件 名						区 分
震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更（第2回契約変更・期間）について						
						計 画
						実 施
<p>1. 提案事項</p> <p>実施稟議「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更（第1回契約変更・仕様）について」（2020燃建稟第0083号、2021年2月9日、燃料製造建設所長決裁）により実施している震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務について、以下のとおり変更すること。（別紙：稟議の変更経緯一覧）</p> <p>(1) 変更内容 実施期間を変更する。</p> <p>(2) 実施期間 （変更前） 2020年4月1日～2021年12月20日 （変更後） 2020年4月1日～2022年12月20日</p> <p>(3) 実施金額 （変更前） 総 額 [ ] 千円（契約決定額） 2020年度 [ ] 千円（検収済） 2021年度 [ ] 千円 （変更後） 総 額 [ ] 千円（変更なし） 2020年度 [ ] 千円（検収済） 2021年度 [ ] 千円（ [ ] 千円減） 2022年度 [ ] 千円（ [ ] 千円増）</p> <p>2. 提案理由</p> <p>本件は、原子力規制委員会により検討が進められている「震源を特定せず策定する地震動」に関して、改正される審査ガイドにて提示される標準スペクトルに対応する模擬地震動に基づく基礎地盤の耐震性評価およびその審査対応業務である。この耐震性評価 (本頁以下余白)</p>						

を踏まえた事業変更許可申請については、原子力規制委員会より審査ガイド改正後9ヶ月以内に実施するよう定められているが、ガイド改正時期が当初想定の2020年10月から2021年4月に遅延した。現在、事業変更許可申請に向け、鋭意、申請書の作成を実施しているが、他サイトの審査では申請後の審査に一定の期間を有している状況である。以上より、当社の審査対応についても同様に期間を要することが懸念されることから、申請後の審査対応に係る検討期間を確保するため、実施期間を延長することとしたい。

### 3. 金銭関係

#### (1) 予算・決算関係

予算の種別		
設備区分		
プロジェクト区分		
科目		
予算件名コード		予算件名
主管箇所		
予備費の状況		

(単位：千円)

期別	実施額 a	既実施額 b	合計 c(a+b)	予算額 d	比較(c-d) 増・減・残
合計					
2020年度以前					
2021年度					
上半期					
下半期					
年度					
2022年度					
2023年度					
2024年度以降					
備考					

#### (2) 資金関係

##### (変更前)

2021年度上期： 千円 (消費税込み)

2021年度下期： 千円 (消費税込み)

##### (変更後)

2021年度上期： 千円 (消費税込み)

2021年度下期： 千円 (消費税込み)

2022年度下期： 千円 (消費税込み)

### 4. 添付書類

#### (1) 委託技術仕様書 (案)

### 5. 参考書類

#### (1) 実施稟議「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐 (本頁以下余白)

- 震影響評価業務の変更（第1回契約変更・仕様）について」  
（2020燃建稟第0083号、2021年2月9日、燃料製造建設所長決裁）（写）  
（2）2022年度 予算運用申請書（2021年11月22日、土木課長決裁）（写）

以 上





稟議の変更経緯一覧

No.	稟議記番号	件名	決裁者	決裁日	実施(計画)内容	実施(計画)時期	実施(計画)金額
1	2019 燃建東 第 0131 号	震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の実施について	燃料製造建設所長決裁	2020 年 2 月 28 日	地震応答解析 : 11 ケース すべり安全率計算 : 24 ケース 総合評価: 1 式	契約締結日 ~2021 年 12 月 20 日	総額: [ ] 千円 2020 年度: [ ] 千円 2021 年度: [ ] 千円
2	2020 燃建東 第 0083 号	震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更(第 1 回契約変更・仕様)について	燃料製造建設所長決裁	2021 年 2 月 9 日	同上	2020 年 4 月 1 日 ~2021 年 12 月 20 日	総額: [ ] 千円 2020 年度: [ ] 千円 2021 年度: [ ] 千円

管理グレード
I

添付-4

(文書管理番号:08-AF22-21P00-006-00)

承認	審査	審査	作成
課長	副長	副長	担当
(  )	(  )	(  )	(  )

## 委 託 技 術 仕 様 書

(案)

件名:震源を特定せず策定する地震動の追加に係る  
燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務  
(第2回契約変更・期間)

2021年 11 月  
日本原燃株式会社 燃料製造事業部  
燃料製造建設所 土木課

委託技術仕様書

「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋

の基礎地盤耐震影響評価業務の変更

(第3回契約変更・期間) について」

決 裁	燃) 燃料製造建設所長 [Redacted]	決 裁 前 確 認	燃) 燃料製造建設所付部長 [Redacted]	稟議記番号 2022燃建稟第0051号 2022年 10月 13日 立案 2022年 10月 13日 決裁	
	合 議		燃) 建設管理課 長 [Redacted]	審 査	通 知
			燃) 土木課長 [Redacted]	立 案	燃) 燃料製造建設所 燃) 土木課
件 名 震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更(第3回契約変更・期間)について					区 分 計 画 実施
<p>1. 提案事項</p> <p>実施稟議「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更(第2回契約変更・期間)について」(2021燃建稟第0066号、2021年12月1日、燃料製造建設所長決裁)にて実施している震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務について、以下のとおり変更すること。 (別紙：稟議の変更経緯一覧)</p> <p>(1) 変更内容 実施期間を変更する。</p> <p>(2) 実施期間 (変更前) 2020年4月1日～2022年12月20日 (変更後) 2020年4月1日～2023年 6月20日</p> <p>(3) 実施金額 (変更前) 総 額 [Redacted]千円 (契約決定額) 2020年度 [Redacted]千円 (検収済) 2022年度 [Redacted]千円 (変更後) 総 額 [Redacted]千円 (変更なし) 2020年度 [Redacted]千円 (検収済) 2023年度 [Redacted]千円</p> <p>2. 提案理由</p> <p>本件は、原子力規制委員会により検討が進められてきた「震源を特定せず策定する地震動」に関し、2021年4月に改正された審査ガイドに基づき策定された基準地震動(以下、「Ss-C5」とする。)を用いて、燃料加工建屋の基礎地盤の耐震影響評価およびその審査対応を実施する業務である。Ss-C5を用いた耐震影響評価を踏まえた事業変更許可申請に (本頁以下余白)</p>					

については、原子力規制委員会にて審査ガイド改正後9ヵ月以内に実施するよう定められているため、評価結果を反映した事業変更許可申請書を2022年1月に提出し、同年2月の審査会合にて施設に影響はないことを説明した。しかし、同会合において、Ss-C5の作成における振幅包絡線の設定についてM6.9からM7.0に見直すよう求められ、同年4月の審査会合にて地震動の変更が決定したことから、再度解析を実施している。

現在、2023年2月頃に再評価結果を申請するべく準備を進めているが、申請後の規制側のコメント次第では、基礎地盤に関する審査が長期化し、審査完了が2023年4月以降になる可能性がある。申請後の審査期間を確保するため、本業務の実施期間を提案事項のとおり変更することとしたい。

### 3. 金銭関係

#### (1) 予算・決算関係

予算の種別	[Redacted]	
設備区分		
プロジェクト区分		
科目		
予算件名コード		予算件名
主管箇所		
予備費の状況		

(単位：千円)

期別	実施額 a	既実施額 b	合計 c(a+b)	予算額 d	比較(c-d) 増・減・残
合計	[Redacted]				
2021年度以前	[Redacted]				
2022年度	上半期	[Redacted]			
	下半期	[Redacted]			
2023年度	[Redacted]				
2024年度	[Redacted]				
2025年度以降 備考	[Redacted]				

#### (2) 資金関係

##### (変更前)

2021年度上期： [Redacted] 千円 (消費税込み) (検収済)

2022年度下期： [Redacted] 千円 (消費税込み)

##### (変更後)

2021年度上期： [Redacted] 千円 (消費税込み) (検収済)

2023年度上期： [Redacted] 千円 (消費税込み)

### 4. 添付書類

#### (1) 委託技術仕様書 (案)

(本頁以下余白)



## 5. 参考書類

- (1) 実施稟議「震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更（第2回契約変更・期間）について」  
（2021燃建稟第0066号、2021年12月1日、燃料製造建設所長決裁）（写）
- (2) 2023年度 予算運用申請書（2022年10月5日、土木課長決裁）（写）

以 上

稟議の変更経緯一覧

No.	稟議記番号	件 名	決 裁 者	決 裁 日	実 施 (計 画) 内 容	実 施 (計 画) 時 期	実 施 (計 画) 金 額
1	2019 燃建稟 第 0131 号	震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の実施について	燃料製造建設所長決裁	2020 年 2 月 28 日	地震応答解析 : 11 ケース すべり安全率計算 : 24 ケース 総合評価: 1 式	契約締結日 ~2021 年 12 月 20 日	総 額 : [ ] 千円 2020 年度 : [ ] 千円 2021 年度 : [ ] 千円
2	2020 燃建稟 第 0083 号	震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更 (第 1 回契約変更・仕様) について	燃料製造建設所長決裁	2021 年 2 月 9 日	同上	2020 年 4 月 1 日 ~2021 年 12 月 20 日	総 額 : [ ] 千円 2020 年度 : [ ] 千円 2021 年度 : [ ] 千円
3	2021 燃建稟 第 0066 号	震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務の変更 (第 2 回契約変更・期間) について	燃料製造建設所長決裁	2021 年 12 月 1 日	同上	2020 年 4 月 1 日 ~2022 年 12 月 20 日	総 額 : [ ] 千円 2020 年度 : [ ] 千円 2022 年度 : [ ] 千円

グレード
I

添付-3

(文書管理番号:08-AF22-22P00-002-00)

承認 課長	審査 副長	審査 副長	作成 担当
( . .) [Redacted]	( [Redacted])	( [Redacted])	( [Redacted])

### 委 託 技 術 仕 様 書



件名:震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務(第3回契約変更・期間)

2022年10月  
日本原燃株式会社 燃料製造事業部  
燃料製造建設所 土木課

令和5年7月7日 R1

## 補足説明資料 3－5

調達した役務の検証について  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る調達について、調達を主管する箇所は調達した役務が調達物品等要求事項を満たしていることを確認するため、仕様書で提出を要求した業務報告書に対し調達した役務の検証を実施した。

実績として次葉のとおり添付する。

# 検収チェックシート

燃料製造事業部 燃料製造建設所 土木課

検収責任者	検収審査者	検収担当者

※日付印または押印後、日付を記載

適正な検収処理実施のため、下記の検収チェック項目に基づき、確認・チェック願います。

契約番号 XXXXXXXXXX

No.	検収チェック項目	検収要件チェック		
		検収責任者	検収審査者	検収担当者
1	「現場確認（作業完了）」または「納品物確認（現物・数量）」を実施しましたか。 （検収責任者・審査者は、担当者が上記を実施したことを確認しましたか。）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	「検査結果」および「提出書類の内容」に不備が無いことを確認（合格）しましたか。 （検収責任者・審査者は、担当者が上記を実施したことを確認しましたか。）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
3	「未完了」、「要求仕様との相違」等、契約変更が必要となる事象はありませんか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
4	「仕様書」等に記載の当社要求事項が全て完了（合格）していますか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5	「精算検収有」の場合、検収数量が検収書類（報告書等）の記載数量および納品数量と合致していますか。 （精算検収無の場合はチェック不要）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
特 記 事 項	なし			

- ※ 1 本書は、資材契約の検収処理時に使用し、検収書類（報告書、納品書等）と一緒に保管願います。  
（簡易契約、単価契約、主管部契約は不要）
- ※ 2 本書を使用することにより、検収書類（報告書、納品書等）への押印は省略できるものとします。
- ※ 3 検収責任者は課長（GL）。検収担当者は、検収責任者が指定する、発注仕様を把握し、成果物の内容を確認できる主担当者となります。

設計区分		客先 図書番号		改訂	
------	--	------------	--	----	--

## 日本原燃株式会社 燃料製造事業部 殿

MOX 燃料工場

件名：震源を特定せず策定する地震動の追加に係る  
燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務



### 業務報告書



決定図書

課長	副長	担当

表紙共  
計 165 枚

配 布 先				[Redacted]		
土木課	1 部			承認	審査	作成
資料センター	2 部					
		[Redacted] (原紙)	1 部	2021.3.19	2021.3.19	2021.3.19

## 検収チェックシート

燃料製造建設所 土木課

適正な検収処理実施のため、下記の検収チェック項目に基づき、確認・チェック願います。

検収責任者	検収確認者	検収担当者
■	■	■

契約番号	■
契約件名	震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務

No.	検収チェック項目	検収要件チェック		
		検収責任者	検収確認者	検収担当者
1	「現場確認（作業完了）」または「納品物確認（現物・数量）」を実施しましたか。 （検収責任者・確認者は、担当者が上記を実施したことを確認しましたか。）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	「検査結果」および「提出書類の内容」に不備が無いことを確認（合格）しましたか。 （検収責任者・確認者は、担当者が上記を実施したことを確認しましたか。）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
3	「未完了」、「要求仕様との相違」等、契約変更が必要となる事象はありませんか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
4	「仕様書」等に記載の当社要求事項が全て完了（合格）していますか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5	「精算検収有」の場合、検収数量が検収書類（報告書等）の記載数量および納品数量と合致していますか。 （精算検収無の場合はチェック不要）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
特 記 事 項				

※1 押印欄には、日付印または押印後、日付を記載。また、検収担当者の日付が「検収日」となります。

※2 検収人数について、検収担当者と検収責任者の2名が必須となります。



設計区分	■	客先 図書番号	■	改訂	■
------	---	------------	---	----	---

## 日本原燃株式会社 燃料製造事業部 殿

MOX 燃料工場

件名: 震源を特定せず策定する地震動の追加に係る  
燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務



### 業務報告書

決定図書

課長	副長	担当
■	■	■

■

■

表紙共  
計 178 枚

配布先				承認	審査	作成
土木課	1部			■	■	■
資料センター	2部					
		■ (原紙)	1部	2023.6.19	2023.6.19	2023.6.19

令和5年1月30日 R O

## 補足説明資料 3－6

請負会社他品質監査について  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る調達について、供給者に対する監査を主管する箇所は供給者に対し品質監査を実施した。

供給者の調達の重要度に応じて、定期的に供給者における品質マネジメントシステムの構築、運営状況等を確認・評価するために実施する。

本件、品質監査の結果として、当該供給者の品質マネジメントシステムの構築及び運営状況について不適合は確認されなかった。

品質監査の実績について次葉のとおり添付する。

監査報告書

承認	審査			作成
安全・品質本部 品質保証部長	安全・品質本部 品質計画G.L	再処理品質保証部 品質保証部長	再処理品質保証部 品質保証課長	主任監査員

項目	内容
監査区分	<input checked="" type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 特別 (実施理由: )
監査実施日	2021年2月19日 (金)
監査チーム (役割および 所属・氏名)	主任監査員: 再処理事業部 品質保証部 品質保証課 副主任監査員: 安全・品質本部 品質保証部 品質計画G 監査員: 再処理事業部 品質保証部 品質保証課 監査員: 安全・品質本部 品質保証部 品質管理G
監査事務局	安全・品質本部 品質保証部 品質計画G
被監査企業	
被監査企業対応者	品質安全・内部統制統括部 担当職 殿
監査結果	<p>【総評】 被監査箇所の監査項目への取組み状況について、監査基準への適合性および効果的な実施を確認した結果、監査基準を満たしていない事項(不適合)「指摘事項」は観察されなかった。 今回の監査の結果は、下記のとおり。※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘事項: 0件</li> <li>・観察事項: 0件</li> <li>・提案事項: 0件</li> <li>・良好事項: 2件</li> </ul> <p>(1) 全社的コミュニケーションの一つとして、「合宿」による幹部職員と一般職員のコミュニケーション醸成の取り組み。 (2) お客さま満足度向上に向けたアクションプランとして顧客満足アンケート結果より、反省点・良好点を明確化し、分析フォローが行われていること。</p>
原子力安全への 影響	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 「あり」の場合、安全・品質本部としての見解:
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙-1: 被監査企業対応者 <input type="checkbox"/> その他 ( )

(注記) ※1: 監査チェックシートを添付。

## 監査報告書 [REDACTED] 被監査企業対応者

日時、場所	実施内容	被監査企業対応者 (被監査企業の代表者 および実務対応者)
2/19 (金) 13:30~13:40  場所: Web 会議で実施 [REDACTED] 会議室 JNFL 再) 南棟 7A 会議室	オープニングミーティング ・スケジュールの確認(予定変更の有無等) ・監査目的、範囲、基準など、監査に必要な事項を説明	代表者 品質安全・内部統制統括部 担当職 [REDACTED] 営業本部 部長 [REDACTED] 建築本部 担当職 [REDACTED] 部長 [REDACTED] グループ マネージャー [REDACTED] 担当 [REDACTED] 土木本部 担当職 [REDACTED] 本部長代理 グループ マネージャー [REDACTED] 担当 [REDACTED] 担当 [REDACTED]
2/19 (金) 13:40~16:00 (休憩含む)  場所: 同上	監査	建築本部 担当職 [REDACTED]  土木本部 担当職 [REDACTED]
2/19 (金) 16:00~16:30 場所: 同上	監査チームミーティング	-
2/19 (金) 16:30~17:00  場所: 同上	クロージングミーティング ・監査速報の内容確認	代表者 品質安全・内部統制統括部 担当職 [REDACTED] 営業本部 部長 [REDACTED] 建築本部 担当職 [REDACTED] 部長 [REDACTED] グループ マネージャー [REDACTED] 担当 [REDACTED] 土木本部 担当職 [REDACTED] 本部長代理 グループ マネージャー [REDACTED] 担当 [REDACTED] 担当 [REDACTED]

令和5年1月30日 R O

## 補足説明資料 3－7

文書及び記録の管理について  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務に係る設計について、設計を主管する箇所は文書及び品質記録をファイリングした上で執務室内のキャビネットもしくは資料センターで保管管理を実施している。

記録の保存期間については「燃料製造事業部 設計管理要領」に基づき、「永年」として保管管理している。

ファイリングの実績として、ファイル背表紙を次葉のとおり添付する。

燃・土木課

保存年限：永年

震源を特定せず策定する地震動の追加に  
係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評  
価

図書類一式①

VOL. 1

所 属	燃料製造建設所 土木課
期 間	
保存箱No.	



令和5年4月21日 R1

## 補足説明資料 3－8

### 本申請における不適合管理に係る説明

「ハ. (へ) 本申請における不適合管理」について、「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務においては、不適合は発生していない。